廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667

「とうきょうさんぱい」　通巻第三二八号　平成二十九年十二月十日　発行人　高橋俊美　発行　一般社団法人東京都産業廃棄物協会

とうきょう さんぱい

第34巻第9号　通巻第328号
平成29年12月10日発行

東京都予算に対する 小池知事ヒアリング

全産廃連　第59回 関東地域協議会
第16回 産業廃棄物と環境を考える全国大会（高知）
新入会員と協会役員との懇談会
研修会　電子マニフェスト導入実務研修会・個別導入相談会
第1回 産業廃棄物処理実務者研修会

写真提供：（一社）日本障害者カヌー協会

一般社団法人 **東京都産業廃棄物協会**

CONTENTS

東京都予算に対する小池知事ヒアリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

全国産業廃棄物連合会
第 59 回 関東地域協議会 開催される ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第 16 回 産業廃棄物と環境を考える全国大会 開催される ・・・・・・・ 8

平成 29 年度 第 2 回
新入会員と協会役員との懇談会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

研 修 会
電子マニフェスト導入実務研修会・個別導入相談会 ・・・・・・・・・・ 14
第 1 回 産業廃棄物処理実務者研修会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

東京都環境公社 東京都優良産廃事業者限定「プレミアムセミナー」開催のお知らせ ・・・・ 17
収集運搬委員会 収運業務の改善セミナーを開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
コラム 駐車禁止の緩和について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
中間処理委員会〈破砕・圧縮分科会〉 施設見学会報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
青年部だより 合宿研修会「心を届ける話し方・伝え方」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
［採用支援事業］出前講座・東洋大学 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
女性部だより ［採用支援事業］出前講座・武蔵野大学 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
委員会報告 災害廃棄物検討分科会、青年部、医療廃棄物委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・ 32
新入会員紹介 ・・・ 33
行政だより 東京都の地球温暖化対策報告書制度と省エネ減税 ・・・・・・・・・・・・・・・ 34
東京都による無料の「省エネルギー診断」のススメ ・・・・・・・・・・・・・・ 36
役員寄稿 ～協会活動への支援～ 伊藤理事・松本理事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
身近なヒヤリ・ハット事例 Part 114 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
協会の主な今後の日程 ・・ 41
新春講演会・賀詞交歓会 開催のご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
賛助会員 事業紹介 ・・ 42
よろず相談 税務・配偶者控除制度（贈与税／平成30年度での取扱い） ・・・・・・・・ 48
法律・清掃工場への産業廃棄物の搬入と不法投棄未遂 ・・・・・・・・・・ 51
事務局だより・編集後記 ・・ 56
表紙の言葉 ・・ 13
お詫びと訂正 ・・・ 31

題字：東京都産業廃棄物協会 会長 高橋 俊美

東京都予算に対する小池知事ヒアリング

東京都は、平成30年度予算編成に当たり、都民の皆様の声を最大限予算に反映し、都民ファーストの都政を実現するための一つとして、現場の実態に精通する60団体から、知事が直接意見要望を伺う場を、平成29年10月31日から、11月14日までに7日間設けた。当協会は、この団体の中に昨年同様選定されたので、初日の10月31日に、高橋会長、乙顔副会長、木村専務理事、五十嵐常任理事の4名で要望を行った。

要望内容は下記のとおりである。

ヒアリングの様子は、東京都財務局HPでインターネット中継され、録画を見ることができる。

☞ https://www.youtube.com/watch?v=vajKunv9Zyk ［当協会は37分37秒頃より］

（知事の冒頭発言）

小池知事： 産業廃棄物協会の皆様がクールでクリーンな快適な都市づくりにご尽力いただき、リサイクルをうまく社会に還元していることに敬意を表する。3Rの意識改革と制度充実と技術革新の３点セットでスマートシティの確立を進めたいと思っており、担い手である皆様のご協力が欠かせないと考えている。

（要望に対する、当日の回答）

小池知事： 地球温暖化防止対策について、運輸部門のCO_2削減は重要な課題であるので、低公害・低燃費車の普及促進に引き続き支援していく考えである。

人材の確保・定着・育成について、中小企業にとって喫緊の課題であると認識している。採用や人材活用の専門家の派遣セミナー等を通じて、要望のような対応に努めていきたいと考える。産業廃棄物処理業界における人材育成が進むことは即ち産業廃棄物の適正処理につながる、環境負荷の低減につながるので、引き続き対応していきたいと考える。

和賀井環境局長： 災害廃棄物対策について、処理業者の皆様のご協力は不可欠なものと考えている。ただ、支援策を講じるに当たっては、公益性や公平性の観点も加味して総合的に判断したいと考える。

環境局職員の増員と他県の許可がある時の許可申請について、地域の実情に応じて許可申請段階から当該事業者に指導権限を発揮することが適正処理の確保につながると考えるので、こちらも総合的に考える。

左：小池知事に要望書を手渡す高橋会長　　右：ヒアリングの様子（左側が当協会役員）

２９東産廃協第１１５号
平成２９年１０月３１日

東　京　都　知　事
　　小　池　　百　合　子　様

一般社団法人　東京都産業廃棄物協会
会　長　　高　橋　　俊　美

平成３０年度予算に関する要望書

1　地球温暖化防止対策

⑴　産業廃棄物収集運搬車両について、ＨＶごみ塵芥車以外の白ナンバーのＨＶトラックについても、補助対象とされたい。

⑵　ＨＶ車等低公害・低燃費車のメーカーに対して、品質向上・性能向上を働きかけられたい。

（関係局：　環境局）

2　災害がれき処理等

⑴　災害がれきの円滑迅速な処理のため、民間の産業廃棄物処理施設の耐震診断費用や耐震補強工事費用、耐震施設への変更費用について、補助されたい。

⑵　災害時に発生するがれきの広域処理や平時からのモーダルシフトによる地球温暖化防止対策のためには、臨海部にある民間の産業廃棄物処理施設の敷地に船舶輸送施設を新たに設ける必要があることを認識されたい。その施設の建設を支援されたい。

（関係局：　港湾局、環境局）

3　人材の確保・定着・育成

⑴　中小企業は、人材の確保・定着・育成に苦慮している状況にある。東京しごと財団による人材力支援事業や女性活躍のための環境整備等の取り組みがあるが、さらに、採用に関する支援、職場環境の改善への支援、従業員の教育や資格取得への支援など、都はきめ細かい支援策を講じられたい。

⑵　環境局が行う産業廃棄物処理に関する研修会等については、産業廃棄物処理業界が全国的に行う能力テストや検定等の人材育成制度と整合性が取れたものとなるようにされたい。

（関係局：　産業労働局、環境局）

4　環境局資源循環推進部職員の増減員、国家戦略特区制度の利用

⑴　業務ビルや商業施設、病院などの産業廃棄物排出事業者に対して、３Ｒの推進、危険物等の異物混入防止、適正な処理料金の支払い、処理業者への委託方法などに関する立入検査・指導を強化するため、環境局資源循環推進部職員の増員を図られたい。

⑵　廃棄物処理法に基づき都以外の道府県知事許可を受けている産業廃棄物収集運搬業者は、既に許可基準を満たしているのであるから、都知事の許可を新たに取得せずとも都知事許可を有するとみなす制度を、国家戦略特区制度を利用して創設し、東京都が全国の先頭に立って、処理業者の事務・手数料負担の軽減、行政の許可審査事務量の削減に取り組まれたい。

これにより削減した環境局の許可審査事務職員を、⑴の業務にあてられたい。

（関係局：　環境局、政策企画局）

5　要望に対する知事査定結果及び要望者からの再意見の公表

各団体等から提出した要望に対する知事査定の結果及びそれに対して議会審議前に提出団体から再度提出する意見を、東京都のホームページで一覧表にして公表されたい。

（関係局：　政策企画局）

全国産業廃棄物連合会

第 59 回 関東地域協議会 開催される

平成 29 年 11 月 24 日㈮午後に、宇都宮市内の宇都宮東武ホテルグランデにおいて、公益社団法人全国産業廃棄物連合会 第 59 回関東地域協議会（群馬県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の各協会で構成）が開催され、当協会から、高橋会長、赤石・鈴木副会長及び二木理事並びに専務理事木村が参加した。

この協議会の模様を報告する。

協議会 会場

1　会長会議 12:00 － 13:30

石井会長が所用で不在のため、副会長の城田 群馬県環境資源創生協会会長が進行役を務めた。

14 時からの関東地域協議会では、

①　全産廃連及び各協会の名称変更について、協議・情報交換すること、

②　優良産廃業者認定制度の優良基準について、自治体の解釈運用に疑義がある事例があることから、環境省の講演の際に質問すること、

とした。

2　協議会 14:00 － 15:15

⑴　栃木県産業資源循環協会の佐久間会長あいさつ

栃木県は、都道府県別の魅力度ランキングでは下位であるが、ＧＤＰでは上位にある。知名度アップに努力したい、とのお話があった。

⑵　全産廃連の森谷専務理事のあいさつ及び報告

①　全国産業廃棄物連合会の名称変更

29 年 10 月の理事会で、新たな名

称を「全国産業資源循環連合会」とすることとした。30年2月の臨時総会を経て、30年4月から適用することになった。

② 産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案（仮称）

11月に連合会ＨＰで公表した。議員立法を考えているが、議員連盟、両院の法制局、政府の意見などを聞いていく手続きがある。

③ 30年度税制改正要望

最終処分場に係る軽油引取税の免除措置、最終処分場の維持管理積立金の損金算入措置などについて、環境省が財務省や総務省と協議している。

④ 労働災害防止計画

会員、非会員を問わず全ての産業廃棄物処理業者が安全衛生の重要性を認識し、取り組む必要がある。全産廃連作成のチラシを各都道府県・政令市の窓口に据え置くよう環境省から通知が行っている。

⑤ 産業廃棄物処理業における人材育成事業

環境省から29年度に人材育成方策調査検討事業を受託している。

処理業の普及啓発のための映像ツールの作成や、外国人技能実習生の活用に関する調査・検討をしている。30年2月18日に東京など全国5会場で産業廃棄物処理検定（環境省後援）を開催する。

⑥ 環境省災害対策室からの伝達事項

首都直下型地震を想定し、一都三県内の処理業者のＢＣＰ（事業継続計画）、初動時の対応マニュアル、車両の大きさと台数、車両基地の所在地、災害がれきの運搬先との事前契約の有無、を調査したい。30年6月にアンケートを実施し、2か月で回答がほしいとのこと。

⑶ 協会の名称変更について、各協会からの報告

群馬県：29年8月に「環境資源創生協会」としたのでこのまま
茨城県：「産業資源循環協会」にする
栃木県：「産業資源循環協会」に既にした
埼玉県：25年に「環境産業振興協会」としたのでこのまま
千葉県：特別委員会で協議中　「産業資源循環協会」にする予定
東京都：「産業資源循環協会」にすると理事会で決定済
神奈川県：「産業資源循環協会」に既にした
山梨県：「産業資源循環協会」にする31年4月を予定

⑷ 関東地域協議会女性部会の設立総会について、当協会二木理事から報告

9月21日に設立総会を開催し、会則と役員を決定した。11月17日には高知県で「e-Lady21のつどい」を開催した。全産廃連に、各協会での女性の活躍の状況等を調査してほしい旨の要望をした。

成田 氏

⑸ 環境省 成田 廃棄物規制課長の講演「産業廃棄物行政の現状と今後の展望について」

① 成田課長あいさつ「次の3点を一体となって進めたい。1規制、2処理の促進（施設の設置、ＰＣＢ処理等）、3処理業の振興（優良処理業者認定等）。また、適切な環境規制によるイノベーションを起こしたい。」

② 平成29年6月廃棄物処理法の改正に伴う政省令の改正動向（電子マニフェスト義務化の対象者や施行時期等）、通知の発出状況（排出事業者向けチェックリスト等）、今後の検討課題（ＰＯＰｓ廃棄物の扱い等）について話された。

③ 優良な循環産業の更なる育成として、「産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会」からの提言（平成29年3月）について話された。

Q　専務理事木村から意見「優良処理業者認定制度は良貨が悪化を駆逐する制度であるにもかかわらず、認定基準にある財務諸表の更新時期『1年に1回以上』を『365日以内に1回』と解釈して、それに沿わない認定業者の更新を認めないとする自治体があるが、財務諸表の策定に係る会計ルールや公表目的に合ったものに改善してほしい。その際、『1年に1回以上』の表現は廃棄物処理施設の維持管理基準等にあるのでそれらの解釈運用に影響が出ないようにしてほしい。」

A　成田課長 回答「国は自治体に指示はできないが、自治体でも優良業者育成の視点を持って目的に合った解釈をしてほしい。規定の書き方を、硬直的でなく実態に反しないものに変えたい。」

Q　茨城県から質問「太陽光発電パネルの処分先の照会がある。災害廃棄物としてシュレッダーダスト業者経由で埋立地に行く例があるので、混ぜないよう方向性を示してほしい。」

A　成田課長 回答「太陽光発電施設の扱いはリサイクル推進室が所管。中環審での検討は始まっていない。鉛の含有の有無をどう把握するか等の課題がある。」

3 次回の第60回関東地域協議会

平成30年4月20日㈮に、東京・九段下ホテル・グランドパレスにて開催される。

4 懇親会 17:00 ― 18:30

福田 栃木県知事等が来賓として出席された懇親会が開かれ、栃木県特産の日本酒で乾杯が行われた。

（専務理事　木村尊彦）

第 16 回 産業廃棄物と環境を考える全国大会 開催される

平成 29 年 11 月 17 日㈮、高知県高知市で、第 16 回産業廃棄物と環境を考える全国大会が開催された。主催は、（公社）全国産業廃棄物連合会、（公財）日本産業廃棄物処理振興センター、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団である。当協会からは、会長の他、女性部部員を含め、25 名が参加した。

1 主催者あいさつ（石井全産廃連会長）

産業廃棄物の名称が 1970 年にできてから 2020 年で 50 周年になる。優良業者の下で良貨が悪貨を駆逐し、資源の作り手、災害時の処理の担い手、途上国支援者としての役割を高めていきたい。業界の振興方策を立案していく。

2 来賓あいさつ（⑴環境省、⑵高知県）

⑴ **成田 環境省廃棄物規制課長**：業界の振興方策に取り組んでいく。人材確保・育成が大事であり、災害事故の撲滅や保険加入を進めてほしい。

⑵ **岩城 高知県副知事**：高知県はトップの森林率を誇る。自然の恵みは生活を豊かにする。それに合った産業振興を進める。災害時処理協定を協会と締結していることは心強い。幕末維新博を 21 会場で開催中、ぜひお越しください。

3 環境大臣表彰式

平成 29 年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰（産業廃棄物関係事業功労者分）の授与があった。千葉県から、鈴木宏和さん（㈱京葉興業 代表取締役、東京都協会の副会長）が栄えある受賞者に選ばれた。誠におめでとうございます。

環境大臣表彰を受ける鈴木 氏

4 基調講演

（細田衛士 慶應義塾大学経済学部教授）

「産業廃棄物処理業の振興方策について」講演された。

日々仕事をしている方の前で私が話すメリットとは、全体を俯瞰できる、これとこれをつなぐことができることにある。

経済は生き物であり、形態は変わるが、必ず廃棄物は出る。これを扱うことはなくてはならない社会インフラだから、地域連携していればなくならない。

この先、人口減少→住宅減少→ごみ減少となる。環境制約が高まり、温暖化ガス排出ゼロ、資源は循環、SDGs17 項目の実行が必要になる。既得権益はなくなり企業の社会的責任が強まる。こういう中で自社のビジネスの立ち位置をどう考えていくかが大事だ。しっかりした業者が生き残る。合従連衡、M&A、コンソーシアム、知恵の共有により、マネジメントを変えて、事業基盤を高めていくべき。低炭素化、生物多様性、資源循環に取り組むべき。

人材確保のため人材教育が大事。従業員にやりがい、モチベーションを与えていくことが経営者の役割。風通しの良い企業が進化する。

5 労働安全衛生セッション

⑴ **武田 全産廃連安全衛生委員会委員長が、挨拶と標語表彰**

産業廃棄物業界は、労災の度数率、強度率が極めて高い。危険では人が集まらない。全産廃連で労働災害防止計画を策定した。資料も作成しているので利用してほしい。標語を募集し選んだので、活用してほしい。

○委員長賞「ヒヤリで済んだあの教訓　心に刻んで安全作業」

○優秀賞「油断せず　慣れた作業も　再点検」

○優秀賞「なんか変　感じた時こそ　報連相　改善重ねて安全作業」

⑵ **島本 高知労働局労働基準部健康安全課長が「産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について」講演**

産業廃棄物処理業の死亡者数と休業者数の全国と高知県の状況を説明。災害者の高年齢化が認められるので、台車の利用等を進められたい。ヒヤリハットの減少が重大事故を減らすので、ヒヤリハット事例を集めるため、ノートを配って記入させるとよい。危険予知が大事、指差呼称で事故を減らせるので、経営者が恥ずかしがらずに率先し全員参加にする。危険の見える化として、ステッカー、マーキング、パトライト、スピーカー、ラベリング、SDS が有効。保護具の着用は鏡で見て確認をする。メンタルヘルスのストレスチェックは 50 人以上の職場は義務。治療と職業の両立に関するガイドラインや助成金が（ハローワークに）ある。「安全第一」。

⑶ **田村 田中石灰工業㈱部長が「労働災害防止対策の取り組み」を事例発表**

6 交流会

18 時からは交流会が開かれた。

次回の全国大会は、平成 30 年 11 月に石川県金沢市で開催される。北陸新幹線で首都圏からは行きやすくなりました。次回をお楽しみに。

（専務理事　木村 尊彦）

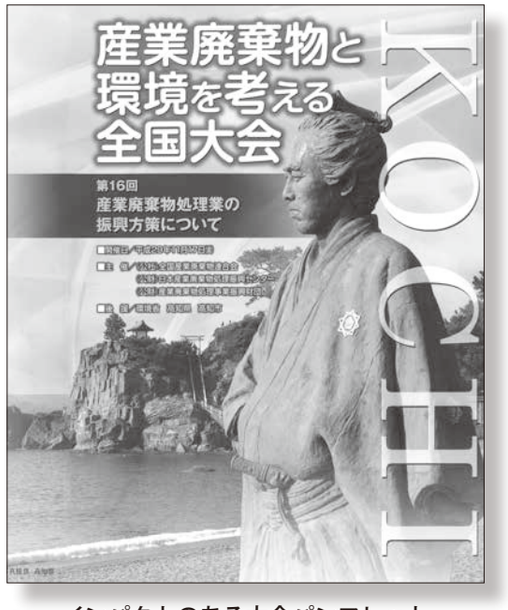

インパクトのある大会パンフレット

平成２９年度 第２回

新入会員と協会役員との懇談会

平成 29 年 11 月 28 日㈫ 11 時より協会会議室において、新入会員と協会役員との懇談会を開催した。平成 29 年 4 月から 29 年 9 月までの 29 年度上期に入会した正会員 7 社、賛助会員 5 社を対象として開いたもので、このうち 6 社から 7 名が出席した。

高橋会長の挨拶に続き、出席者自己紹介、木村専務理事による協会事業説明の後、活発な意見交換が行われた。今回の参加企業の概要と協会に対する意見・要望等は、以下のとおり。

（取材　塩沢 美樹）

後列左から　細沼 常任理事　伊藤 常任理事　乙顔 副会長　木村 専務理事　都築 常任理事　木暮 氏（INE）　加藤 副会長　鈴木 副会長　五十嵐 常任理事

前列左から　佐々木 氏（S.P.E.C）　今田 氏（nissa line）　城野 氏（ユウトハンズ）　高橋会長　早川 氏（INE）　宗 氏（weee）　田邉 氏（環境と開発）

S.P.E.C ㈱は、東京都スーパーエコタウン事業者として、本年６月に中間処理施設「エコレ城南島」（大田区城南島）を開設した。主に、従来はリサイクル不可能として埋立処分されていた汚染土壌や産業廃棄物の処理を手がける。情報交換が非常に重要と考えており、同業者の横のつながりを深めることを目的に入会した。

nissa line ㈱は、本社は福岡にあり、運送業・建設資材の販売が主要な業務だ。東京に進出して約２年になる。３年前に（公社）福岡県産業廃棄物協会に入会したことをきっかけに、今後は産業廃棄物の収集運搬業も視野に、人脈を広げることを期待して、当協会に入会した。ダンプトレーラー・ウィング車・42 トンまで運べる重トレーラー等による輸送を幅広く手がけているので、車が足りないときには声をかけてくださいとのこと。

㈱ ユウトハンズは、熊本で創業 101 年になる印刷会社から、社内ベンチャーで独立、創業した。印刷業務に加え、文書管理のトータルサービス、業務改善支援サービス等を行っている。昨年、（公社）神奈川県産業資源循環協会に入会したことをきっかけに、当協会にも入会を決めた。

㈱ INE は、主に LED・新電力等によるオフィスの省エネ対策の提案を、全国展開している。本年 10 月の改正法施行を受けて、水銀廃棄物の処理費が高騰しており、取引先から多くの問合せが寄せられているので、会員と情報交換したいとのこと。

weee ㈱は、産業廃棄物の営業業務に特化した IT サービス、アウトソーシングサービスを目的に２年前に設立し、産業廃棄物委託契約書の電子締結サービスを開始した。今後の業務展開のためには、現場と経営者、双方の考えを知ることが不可欠であるとし、当協会の行事や委員会活動を通じて、会員企業との交流を深めたいと考えている。

㈱ 環境と開発は、創業 40 年になる建設・廃棄物関係のコンサルティング会社で、熊本を中心に、主に九州地区の中間処理場の立ち上げ等を手がけている。近年は、熊本地震の災害廃棄物処理に係るコンサル業務を、（一社）熊本県産業資源循環協会の会員と協力して進めている。当協会の災害廃棄物検討分科会において、熊本地震の事例発表をしたことをきっかけに、入会した。会員との意見交換を期待しているとのことだ。

フリートークでは、最新トピックの水銀廃棄物処理についての情報交換が行われたほか、協会への要望として、これまでにとられていない新しい発想の広報活動や、他業界・団体とのコラボレーションによるイベントの実施などを通じて、当協会と産廃業界の認知度を上げる活動を期待するといった意見が出された。これに対し協会役員からは、人材確保支援事業の一環として大学への出前講座を実施していることなどが紹介され、また、今後は広く公共に対する PR 活動も検討していきたいといった回答がなされていた。

◎出席者は次頁のとおり。（順不同・敬称略）

懇談会場の様子

名刺交換で個別にも交流

正会員　S.P.E.C ㈱

出席者：　事業本部長　佐々木 浩志
所在地［エコレ城南島］：
東京都大田区城南島３－２－８
TEL　03－5755－9884
URL　http://www.ecore.tokyo
処理業開始年月日：　平成 29 年 6 月

佐々木 氏

正会員　nissa line ㈱

出席者：　取締役部長　今田 健
所在地：　福岡県福岡市博多区博多駅南１－８－12
TEL　092－413－3555
処理業開始年月日：　平成 27 年 4 月

今田 氏

賛助会員　㈱ ユウトハンズ

出席者：　代表取締役　城野 徹
所在地：　東京都渋谷区宇田川町２－１
渋谷ホームズ 1307
TEL　03－5489－8088
URL　http://www.youtohands.jp
事業内容：　ソフトウェア開発ベンダー

城野 氏

賛助会員　㈱ INE

出席者：　部長　早川 祐一
木暮 祐衣
所在地：　東京都豊島区池袋２－14－２
池袋二丁目ビルディング 3F
TEL　03－5957－7293
URL　https://ine-grp.co.jp
事業内容：　環境事業（LED、新電力）

右から　早川 氏、木暮 氏

賛助会員　weee ㈱

出席者：　代表取締役　宗 大介
所在地：　東京都中央区銀座１－15－７
マック銀座ビル
TEL　03－5579－9943
URL　http://www.weee.co.jp
事業内容：　廃棄物管理の IT サービス、システム開発、アウトソーシングサービス

宗 氏

賛助会員　㈱ 環境と開発

出席者：　代表取締役　田邉 陽介
所在地［東京支店］：東京都中央区日本橋富沢町４－12
HTT 人形町ビル２階
TEL　03－6661－7174
URL　http://www.etod.co.jp
事業内容：　廃棄物処理・リサイクル事業支援、環境アセスメント、土壌汚染調査等

田邉 氏

表紙の言葉

●今月の写真：　カヌー
●写 真 提 供：（一社）日本障害者カヌー協会　https://www.japan-paracha.org

パラリンピックのカヌーは競技専用のカヌーを使用して、水上に設定したまっすぐなレーンで複数のカヌーが一斉にスタートし、200m先のゴールでのスプリントタイムを競い合う競技です。2020 年の東京パラリンピックでは、リオ大会で実施されたカヤック種目に加えてヴァー種目も追加されます。カヤックは長さ 5m20cm のスプリント専用の競技艇で、パドル＝櫂を左右交互に漕ぎながら進みます。ヴァーはバランスをとるための浮き具＝アウトリガーがついていて、片側のみを漕いで進みます。パドルを漕ぐ選手たちの力強さ、カヌーのスピード感、ゴール前のデッドヒートなど、迫力満点の競技です。

「自分にとって最高のチャレンジができるスポーツ」それがカヌーです。日本障害者カヌー協会は、パラカヌー選手の支援を行いながら、カヌーの魅力やパラカヌーを知ってもらう活動『パラマウントチャレンジカヌー（略して、パラチャ）』を行っています。カヌーは、障がいのあるなしにかかわらず誰でも楽しめるスポーツです。都内の河川でもカヌー体験できる場所がたくさんあるようです。皆さまもチャレンジしてみてはいかがでしょうか。

【参考】一般社団法人 日本障害者カヌー協会　ウェブサイト
「カヌー漕ごうよ！たのしいよ！」（一般社団法人 日本障害者カヌー協会発行）
「かんたん！カヌーガイド」（公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会発行）

電子マニフェスト導入実務研修会・個別導入相談会

研修会 会場

東京都産業廃棄物協会は、平成 29 年 11 月 7 日㈫ 10 時より、エッサム本社ビル（千代田区神田須田町）において、『**電子マニフェスト導入実務研修会**』及び『**個別導入相談会**』を、（公社）日本産業廃棄物処理振興センターの協力により開催した。

まず、午前中に行われた『**電子マニフェスト導入実務研修会**』では、電子マニフェストについての説明動画を約 10 分間上映後、講師の古谷茂生氏（日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター業務推進部サポートセンター室長）が電子マニフェストの仕組みやメリット・導入手続き・操作方法等について、パワーポイント資料をもとに説明した。電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較について説明があった後、電子マニフェスト導入のメリットについて解説された。導入のメリットとしては、①事務処理の効率化（事務負担の軽減）②法令遵守（コンプライアンス）③データの透明性があるとのことだ。

事務処理の効率化としては、①操作が簡単で、手間がかからない②マニフェストの保存が不要③廃棄物の処理状況の確認が容易④終了報告の返送の手間を省くことができる（処理業者）⑤過去 5 年間の登録したマニフェスト情報を容易に照会可能⑥照会したマニフェスト情報のダウンロード（集計・加工）が可能⑦産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要、などが挙げられるとのことだ。

法令遵守のメリットとしては、運搬終了、処分終了、最終処分終了に関する報告を照会機能画面や通知情報（電子メール）で確実に確認することが出来ること等が挙げられる。排出事業者・収集運搬業者・処分業者の 3 者が常に最新のマニフェスト情報を閲覧・監視している状態になり、誤りを見つけやすく、また、修正・取消は関係者の承認が必要であり、一者が勝手にデータの修正や取消ができない為、データの透明性においてのメリットもあるとの説明があった。

導入の流れについては、1. パソコン環境と委託先処理業者の加入確認、2. 加入の単位の検討、3. 利用する料金区分の選択、4. 運用方法の検討、5. 加入手続きと試行運用の 5 つの手順に沿って詳しく説明された。

パワーポイント資料の説明の途中、電子マニフェストシステム（JWNET）のデモシステムを使用して、簡単に操作方法の説明や照会一覧の説明が行われる場面もあった。参加者は、電子マニフェストの導入を検討している方が多数を占めている為、実際と同様の操作を体験できるデモシステム環境を使用しての説明は、特に興味深く聴いている様子であった。研修会終了後も、講師に個別で質問する人の列ができ、受講者の熱心さがうかがえた。参加人数は、77 名であった。

14 時からは小会議室において『**電子マニフェスト個別導入相談会**』を開催した。研修会講師の古谷氏と宮崎直孝氏（同 情報処理センター業務推進部主任）が、面談形式で 4 社 9 名の方の相談を受けた。

昨年度は 30 分 1 組で実施していたが、相談時間が 30 分では短いというインストラクタからの要望等を受け、今年度は 40 分 1 組で実施した。参加者の皆さまは、質問事項をしっかりとまとめて参加されており、40 分の時間を有効に使われていた。

当協会主催での今後の開催日程については別表をご参照いただき、詳細については日本産業廃棄物処理振興センター HP をご確認ください。

☞ http://www.jwnet.or.jp

会員企業の皆様のご参加をお待ちしています。

（事務局　木島 繭子）

● 当協会主催の今後の開催日程

開催日時		内　　容	場所（千代田区神田）
12 月 5 日㈫	10：00 ～ 12：00	電子マニフェスト導入実務研修会	エッサム本社ビル 3 階グリーンホール
	14：00 ～ 16：20	電子マニフェスト個別導入相談会	エッサム本社ビル 1 階 小会議室 101
平成 30 年 2 月 8 日㈭	14：00 ～ 16：00	電子マニフェスト導入実務研修会	エッサム本社ビル 3 階グリーンホール

古谷 講師

宮崎 講師

研修会終了後も質問者に対応

第１回　産業廃棄物処理実務者研修会

～実践！建設廃棄物契約書・建設系廃棄物マニフェスト～

研修会 会場

東京都産業廃棄物協会は、平成 29 年 11 月 20 日㈪ 14 時より、フォーラムミカサエコ７Ｆホール（千代田区内神田）において『**第１回　産業廃棄物処理実務者研修会**』を実施した。講師は、当協会専任相談員の高橋辰男氏が担当した。参加者は 60 名であった。

内容は、建設廃棄物処理委託契約書と建設系廃棄物マニフェストについて、記入演習を交えて、実務に即した講義が行われた。参加者には実際に使用する契約書・マニフェストが配布され、各自で記入した後、各種法的制限等が解説され、「よくある質問」も紹介された。また、平成 29 年 10 月 1 日から施行された水銀廃棄物の取扱いについて、具体的な記入方法が示された。

高橋 講師

講義後のアンケートでは９割の方が「わかりやすかった」と回答し、「建設系に特化した講習会は他にはない」「資料が大変分かりやすかった」「新人研修に利用したい」「マニフェストの仕組みや書き方がわかった」などの声が寄せられていた。

（取材　塩沢 美樹）

【共催】東京都環境局、（公財）東京都環境公社

平成29年度　東京都優良産廃事業者限定

プレミアムセミナー

～100 年先まで生き残るための人材育成～

＜開催のお知らせ＞

本セミナーは、経営・経済等、各分野に精通した講師をお招きし、東京都優良性認定を取得した産業廃棄物処理事業者の皆さまの、今後の経営に役立つ最新情報や経営のヒントをお届けするためのセミナーです。

■開催日時　平成３０年２月２日（金）１３：００～１７：００（予定）

■会　　場　国際ファッションセンター３階 KFCHall　Annex
（〒130-0015 東京都墨田区横網一丁目６番１号）
○都営地下鉄大江戸線「両国駅」A1 出入口に直結。
○JR 中央･総武線「両国駅」東口より徒歩約６分。

■参 加 費　無　料

■対 象 者　**東京都の「産廃プロフェッショナル」又は「産廃エキスパート」を取得している認定事業者の経営者、管理監督者の方**
（一般社員の方もご参加頂けます。）

■講演内容

	講　師	講演タイトル
＜第一部＞	**安部　修仁　氏** （株）吉野家 HD 会長	『金を残すは下、事業を残すは中、人を残すが上 ～精鋭を育て上げる人材育成～』
＜第二部＞	**武本　かや　氏** （株）シューファルシ代表取締役	『自ら考えて動ける社員の育成 ～人材を活かす仕組みづくり～』
＜第三部＞	**野間　信行　氏** 社会保険労務士	『中小企業白書で読み解く 人材不足の克服』
	参加型トークセッション	野間　信行　氏、武本　かや　氏

■申込方法　東京都環境公社のホームページからお申込ください。

https://www.tokyokankyo.jp/

※１事業者につき２名様までお申込いただけますが、満席になり次第募集を締め切ります。

■問合わせ　**(公財)東京都環境公社　優良性認定評価室 プレミアムセミナー担当**
TEL:03-3644-1381

収集運搬委員会主催研修会

収運業務の改善セミナーを開催

収集運搬委員会（加藤委員長）は、平成 29 年 11 月 14 日㈫、14 時から、エッサム本社ビル 3 階グリーンホールにおいて、収集運搬業務の改善に係るセミナーを開催した。

今回は、当協会賛助会員である㈱エジソン 将軍事業部長 鈴木貴氏とパートナー企業であるアルカラ㈱ 代表取締役 高橋勇太氏を講師に招き、ドライバーの採用や車両コストの削減、配車業務の効率化等について、大変興味深い講義をいただき、参加者は日々の業務に直結することから熱心に聞き入っていた。参加者は 77 名であった。

セミナー会場

開催にあたり、加藤委員長から毎年 60 万人の労働人口が減っている。採用については、売り手市場が続く中、我々の業界も、求職者の視点を十分踏まえた採用の手法を考えていかなければならない、との挨拶があった。

本セミナーは二部構成で、まず、第一部では、アルカラ㈱ 代表取締役 高橋勇太氏から、『人材難時代「辞めない」ドライバーを採用する方法』について講義が始まった。

冒頭、講師は、今は「求職者が絶対有利な時代」。このことをまず頭に入れておいてください、とのアナウンスの後、講義を始めた。導入として、現在、WEB での採用活動をしている企業に挙手を求めたところ、3 社から手が挙がった。講師は、非常に少ない数であるが、大企業や人気業種と対等に戦い、また、同業他社に大きく差をつけるためには、実は、この現状が最大の採用チャンスでもあることを強調した。

WEB 採用の理想的な流れとしては、①集客（WEB を使って安価に求職者を集客）、②動機付け（応募への動機付けを行う。モデル等を起用した訴求性の高い写真で求人専用の HP を作成）、③受付（365 日対応が必要。コールセンターで受付け求職者を逃がさないこと）、④最適化（リマーケティング広告で広告の無駄をなくす）の順で、これらを全て実践することで他社に大きな差をつけることが可能となるとのことだ。

※ゲストでお話をいただいた㈱タイヨー（広島県広島市）の代表取締役 元山 氏からは、上記①～④を実践した結果、従前の手法では応募が 2 ～ 3 件だったものが、30 件を超えたとの報告があった。当社の HP をご覧いただくと、当業界の大方の企業の HP とつくりが一味違うような気がする。是非、一度ご覧いただければと思う。

本稿では、誌面の制約もあることから、①集客としての indeed（インディード）の利用について報告する。ただ、indeed については、筆者も識見が疎いので、以下のインターネット記事をもって説明に代える。

> Indeed（インディード）は、求人情報専門の検索エンジンである。単独の分野に特化した検索エンジンとしては、垂直検索の一例でもある。求人サイト、新聞などのメディア、各種団体、企業の採用ウェブページなど、数千のウェブサイトを巡回して求人情報を収集している。検索結果は求人情報が実際に投稿されている掲載元へリンクしており、求職者は掲載元で求人情報の詳細を閲覧し、求人への応募も掲載元で行う。また、Indeed 上から直接応募できる求人もある。いずれの場合も Indeed が採用に直接関与することはない。検索結果の表示画面の広告掲載により収益をあげており、求職者は無料で求人情報検索やそれに付随するサービスを利用できる。2012 年にリクルートの完全子会社となり、株式は未公開である。（ウィキペディアより）

要は、様々な求人媒体に日本一送客をしている媒体であるということだ。採用にあたっては、indeed に直接広告を出すことから始まる。この媒体は、無料で始めることができる。求職者が読んだ時初めて課金される。読む人がいないと無料ということだ。広告は、「職種」と「地域」をセットで出すのが基本だそうだ。その際、気をつけなければならないのは、「タイトルに具体的な職種」を書くこと（例：長距離なし。2 トンドライバー）、「人が調べそうな単語を本文に入れること」（例：50 代でも働けます。未経験者歓迎。福利厚生充実。←業界用語や専門用語は極力避けること）だそうだ。また、「履歴書不要」を入れると、応募者数が急激に増えるそうだ。

次に、indeed の料金の仕組みについて改めて紹介する。Suica のように先にお金をチャージしておき、求職者に求人原稿を読まれた時にだけ課金される。求人を掲載するだけでは費用がかからないため、固定の掲載費は発生しない。広告はいつでもストップし、また、再開もできる。余った広告費は、翌月に回すことが可能。また、indeed 上で上位に掲載したいと思えば、「競り」のように、1 回毎に払うお金が高いと上位に表示されることになる。

ここで、indeed 課金の実験結果（1 ケ月間）を紹介する。

	クリック回数	平均クリック単価	費用	応募数
無料	224 件	0 円	0 円	1 人
有料	780 件	32 円	25,058 円	6 人

高橋 氏

元山 氏

鈴木 氏

次に、第二部では、㈱エジソン 将軍事業部長 鈴木貴氏から「ITを活用した辞めない現場サイドの業務改善・失敗事例の紹介」について、「継続雇用ができていますか」との問いかけを端緒に講義が始まった。

まず、最初に宅配業界から当業界企業に転職したドライバーがとにかく「作業量が多い」ことを理由に離職した事例が示された。また、業務量以外の面からは、「しっかり仕事をしていても、きちんと評価されなければ、モチベーションは上がらない。みなさんの会社は如何ですか」との質問が投げかけられた。現状を示すデータも示され、運輸業では、「目標管理制度」を設けているのは、卸売業40.8%、情報通信業41.1%、金融・保険業45.2%であるのに対し、運輸業は全14業種中、12.9%と最下位となっていること、また、「評価結果とその理由の本人へのフィードバック」も、全14業種中最下位となっているとのこと。講師は、「現場での作業量が多い」、「評価してもらえない」がドライバーの離職の要因となっている恐れを指摘した。継続雇用のためには、「業務改善・効率化」と「評価制度の確立」が望まれているとのこと。ドライバーの業務は、基本的には、「運搬すること」と「作業すること」だが、講師は、現場では膨大な「事務作業」が発生していることを指摘している。こうした事務作業を効率化するため、デジタコやドライブレコーダーを導入する企業もあるが、これが落とし穴となる可能性があるとのことだ。事実、デジタコと手書きの運転日報の重複があるようだとも。現場サイドに混乱を招かないためにも、「事務所サイドの予定」と「デジタコの実績」を結合することで日報の一本化が図られ、大きな改善につながることがあるとのこと。

評価制度については、デジタコを使って、ドライバーの安全運転・経済運転を数値化し、評価材料にしている企業もあるが、デジタコからは、運転マナー（追越禁止場所での追い越し、タバコのポイ捨て、強引な割り込み、など）が見えないなど、ツールの過信は実態を見落とす恐れがあり、ドライバーへの事前の教育などを踏まえ、様々な視点から正しい評価をする必要があるとのことであった。

今回のセミナーは、収運業務の改善をテーマに開催されたが、講義後の質疑の時間においては、各企業が現に取り組んでいる課題であるということもあり、活発な質疑が行われた。

閉会挨拶では、当協会収集運搬委員会白井副委員長が今回開催のセミナーの趣旨を振返るとともに、参加者への謝意を述べ、16時45分、長時間に及ぶセミナーを閉じた。

（事務局長　横手 浩次）

駐車禁止の緩和について

本誌第327号では、54ページの投稿でムゲンシステム㈱の伊藤氏が、また、43ページの「事業系廃棄物の３Ｒルールづくり ＷＧのヒアリングに参加」の中で参加者が、産業廃棄物収集運搬車両の駐車の緩和について提言していた。

産業廃棄物収集運搬車両ではなく、訪問介護等の送迎車の駐車許可についてであるが、平成29年都議会第３回定例会における公明党の代表質問で、当協会顧問でもある谷村たかひこ議員が質問をし、警視総監が答弁しているので、参考になるかと思い、その議事概要を紹介する。

【質問】介護事業者の負担を軽減し、利用者の適切な介護を継続して行っていくためには、デイサービスなど施設介護の送迎車両も駐車許可の対象にすべきと考えているが、警視総監の見解を伺う。

【警視総監】現在、高齢者を対象とした事業のうち、訪問看護、訪問介護など、高齢者宅を訪問して行う必要があるものについては、警察署長の駐車許可により対応している。

一方、高齢者を施設で介護するデイサービスのための送迎については、一般的に運転者が車両を離れることが無く、同乗する介護士等が高齢者の乗降を介助する形態であることから、人の乗降のための停車とみなしており、駐車では無いため、許可は不要としている。

今後、高齢化が進展する中で、関係機関と連携し、デイサービスの送迎実態を把握した上で、駐車せざるを得ない特別な事情が認められる場合には、必要な措置を講じていきたいと考える。

施設見学会報告

中間処理委員会 破砕・圧縮分科会（山本リーダー）は、平成 29 年 11 月 21 日㈫、14 時から、東港金属株式会社 本社工場と株式会社 アルフォ 城南島第２飼料化センターを見学した。参加者は 13 名であった。

当日は、ＪＲ大森駅東口に集合後、タクシーに分乗し、最初の見学先である東港金属株式会社に向かった。当社は、大田区京浜島２丁目 20 番４号に立地し、1902 年（明治 35 年）創業の老舗であり、2014 年（平成 26 年）には創業 110 周年記念誌を発行している。事業としては、金属スクラップ全般に関する業務（国内 / 輸出入）、プラスチックの各種リサイクル、産業廃棄物の収集運搬・中間処理等を行っている。

到着後、代表取締役の福田 隆氏から概要説明を受けるとともに、プロモーションビデオで当社の事業全般について知見を深めた。福田氏からは、もともと非鉄金属のスクラップから始めた会社で、戦後は銅精錬をスタートさせ、現在では電線のリサイクル処理（ナゲット）も行っているとのこと。また、最近では、中国向けの廃プラやミックス古紙等の輸出が難しくなったとのことである。当社のプラントは 24 時間体制で稼動しているが、人手不足感は否めないとのことだった。早速、現場に赴きベッドのリサイクル工程を拝見した。「ベッドマット剥離機」というものがあり、ベッドカバー（布類等）と金属バネとに分離する機械だ。金属類は売却、布類等はセメント工場行きとなる。３人体制で一日約 170 個のベッドを処理しているそうだ。福田氏によると、２人体制にすると業務効率が極端に落ちるそうだ。人力でやるとすれば相当時間がかかるような気がした。やはりリサイクルのプロか？従業員スタッフの方は手際よく作業を進めておられた。次にお邪魔したのが、電線や金属類等を「切断」する所だ。「破砕・選別」エリアに送る前に、処理がしやすいように一定の長さに切断することになる。ロープ類は切断に難儀するとのことだった。当社に着いてからプラント内で会う全ての従業員の方が笑顔で「いらっしゃいませ」と声をかけてくださった。とても気持ちが良かった。ただ、福田氏の「最近は、出荷先の確保に苦心している」との言葉が暫く脳裏に残った。

東港金属にて　（左）現場見学　（右）会議室での質疑応答

次に向かったのが、大田区城南島３丁目２番 10 号に立地する株式会社 アルフォの城南島第２飼料化センターだ。工場長の田辺氏と経営企画室の山野井氏にご案内いただいた。当センターは、東京都のスーパーエコタウン事業の第三次公募にて選定を受けた施設で、本年６月竣工・稼動している。平成 18 年に稼動している第１工場に続くものだ。飼料安全法における飼料製造業者届出をしており、本年９月には、食品リサイクル法における再生利用事業者登録を取得している。当センターの処理概要について少し触れる。受け入れた事業系一般廃棄物（都市厨芥）及び産業廃棄物（動植物性残渣）を脱水処理し、固形物は「油温減圧脱水乾燥法」（通称、てんぷら方式）により、廃食用油を熱媒体として、蒸気による間接加熱で生ごみに含まれる水分（約 80%）を蒸発乾燥させ、養鶏、養豚用の配合飼料原料を製造する。なお、工程で発生する分離液は、メタン発酵で発生するバイオガスをガスエンジンの燃料として使用し発電を行っている。処理能力としては、飼料化処理が 140t/ 日、飼料原料 28t/ 日、メタン発酵 30t/ 日、発電量 4,260kWh/ 日（一般家庭約 400 世帯分）となっている。製造される飼料原料は、「アルフォミール」という商品名で配合飼料メーカー等へ販売されている。油を熱媒体とするため、水溶性蛋白質の溶出が無く、飼料原料としての栄養価が高く、減圧乾燥方式によるため殺菌作用もあるとのこと。また、発電された電気は FIT（固定価格買取制度）を活用して売電している。一般的なバイオガス発電と比較し分離液のみで発酵処理を行うため残渣の発生も少ない。

今回、東港金属株式会社 本社工場と株式会社 アルフォ 城南島第２飼料化センターを見学させていただいたが、どちらもしっかり「環境方針」を確立し、これを実践していることがよく理解できた。また、「経営方針」としては、背後に控えている高密度に集積した都市部へのアクセスの良さを最大限利用した「都市型リサイクラー」としての心意気が伝わってきた。

大森駅に戻った一行は、ご案内いただいた両社の方にもご参加いただき、「貝塚」の温故と貝塚をつくらない「知新」を肴に親睦を深めた。

（事務局長　横手 浩次）

アルフォ 城南島第２飼料化センターにて　（左）現場見学　（右）会議室での質疑応答

Ⅰ．合宿研修会を盛大に開催！
～心を届ける話し方・伝え方研修～
Ⅱ．団体課題別人材力支援事業
～東洋大学で青年部が出前講座！ 産業廃棄物業界をＰＲ～

合宿研修会「心を届ける話し方・伝え方研修」

青年部（石田部長）は、平成 29 年 10 月 20 日㈮～ 21 日㈯の 2 日間にわたり、ホテルコンチネンタル府中（府中市府中町）において合宿研修会を開催した。

研修会１日目にはリーフラス株式会社の山本忍氏、２日目は WACHIKA の阿隅和美氏を招き、『心を届ける話し方・伝え方』をテーマに講演いただいた。23 名の参加を得て、盛会裏に終了した。

講師のお二人とともに（中央左から山本 講師、阿隅 講師）

● 第１日目

『**外見から伝える５原則、内面から伝える３原則**』をテーマに、山本氏の講演が開始した。羽田空港旅客サービス（グランドホステス）に従事していた経歴を持つ山本氏の講演は、実際に現役時代に行っていたトレーニングを交えてのものだった。メラビアンの法則によると、人は視覚による影響で物事を判断することが一番多いと実証されている。これを体感するために参加者はアイマスクで目隠しをして山本氏から配られた飴玉の味を当てるというゲームを行った。驚いたことに参加者の半数は味が分からないという状況であった。実際体験してみて、人の脳は味覚よりも視覚の情報を優先するもので、視覚による影響が大きいことが体感できた。

次に印象の良い表情の作り方、お辞儀の仕方、手の組み方について学んだ。印象的だったことは、手の組み方の由来である。手の組み方の一般的なマナーは右手を隠して左手を上。右手は刀を抜く手（武器を持って攻撃に使われる）、その手を左手で抑えるため（心臓をおさえる護身のために使われる）という由来があるようだ。こうしてマナーの由来から覚えると自然と身に付くものだと感じた。話し方・伝え方の基礎技術をメインとした内容で大変参考になった。

アイマスクでの実習

● 第２日目

『**また逢いたい！と言わせる話し方実践研修**』をテーマに WACHIKA 代表 阿隅氏の講演が開始した。

アナウンサーの経歴を持つ阿隅氏の講演は、話し方の基本・アナウンサー式テクニカルトレーニング・ロジカルな伝え方の３構成で進められた。①後ろから Z 型に見ながら話しかけていく「Z 型」。②いま、目が合っている人と１対１で話しアイコンタクトを送る「ワンセンテンス・ワンパーソンの法則」。どちらも３秒から５秒という短い文で言い切って目線を移していくという手法である。③聞き手を惹きつけるベストボイスは、「腹式呼吸で話す」ということ。これは緊張を緩和し、柔軟な発想力、瞬発力、集中力を発揮する方法の１つだ。そこで参加者は腹式呼吸の練習方法を教わり実践。慣れていないせいか、これがもの凄く大変で一気に体が熱くなった。さらに、言葉に表現力を付ける為、抑揚の付け方・間の取り方等細かな技術を学んだ。こうして基本から応用までの一連を学び、魅力的な話し方を習得することができた。

最後にこの２日間で学んだ技術を活かしての自社紹介ならぬ他社紹介の時間となった。発表時間は１人 90 秒。参加者はお辞儀、姿勢、声のトーン、目配りを特に意識して発表に臨んでいた。時間内に発表が収まった参加者は半数程度だったが、それぞれ今回学んだ技術を活かし「心を届ける話し方・伝え方」をしていた。

優秀賞は時間内に簡潔に伝え、聞きやすいトーンでさまざまな技術を駆使して発表を行った㈱三凌商事の大崎氏（青年部副部長）が受賞した。また、研修会後に行われた懇親会では、他社紹介発表会で、90 秒ジャストを記録した㈱浜田の出口氏に、石田部長より青年部部長賞が贈られた。

研修を通して、１対１から大勢の前での発表まで、幅広く対応できる対話力が身に付き、個人能力の財産となった。また、部員間の親睦も深まり、貴重な時間を過ごすことができた。

最後に、合宿研修会にご理解くださいました参加各社に対し、心より感謝申し上げます。

（青年部・研修委員会
ティー・ビー・ロジスティックス㈱ 佐治 孝 記）

団体課題別人材力支援事業「出前講座」・東洋大学で業界をＰＲ

平成 29 年 11 月 15 日㈬午前 10 時 40 分より東洋大学川越キャンパスにおいて『東京都産業廃棄物協会青年部 出前講座』と題して、理工学部 都市環境デザイン学科の学生向けに『知る・触れる・考える』をテーマに産業廃棄物業界ＰＲの授業を開催した。これは東京都より受託した「団体課題別人材力支援事業」のうち、青年部と女性部が取り組んでいる「採用支援事業」の一環として実施されたものだ。

講義開始に先立ち石田部長は冒頭挨拶で「われわれの業界は産業規模で言うと自動車産業と同規模の巨大な産業であるにもかかわらず、廃棄物業界の会社名や何をやっているかということを世間一般には誰も知らない。もともとの業界のイメージは裏方の仕事で、あまり社会的に意識されなかったが、今は違う。大量廃棄された不要物をまた世の中に再資源化する資源生産業である。また、今まで捨てられていた廃棄物をエネルギーとして世の中に復元するエネルギー生産業でもある。このように社会的に価値があり将来性のある業界であることを今日は皆さんに広く知っていただきたい。」と産業廃棄物業界をＰＲした。

テーマ１　知る

㈱オガワエコノス 横山氏が『資源を産み出す仕事について考える』と題して、過去に発生した大規模不法投棄事例、産業廃棄物の年間排出量と再生量を通して廃棄物処理とリサイクルの現状を数値で紹介しながら、「環境産業は大きな魅力ある市場となった」とアピールした。

テーマ２　触れる

学生たちに再資源化製品のサンプルに触れてもらい、実際のリサイクルがどのように行われているのかを紹介した。

㈱オガワエコノス 横山氏よりＲＰＦについて、比留間運送㈱ 比留間氏より人工軽量土壌について、東京ボード工業㈱ 蓮沼氏よりパーティクルボードについて、何から作られ、どのように再資源化製品が出来あがるかを説明した。

初めて見るサンプルを手にした学生は興味津々で見入っていた。

テーマ３　考える

白井エコセンター㈱ 代表取締役社長 白井氏が「考える」をテーマに業界の未来展望について講演した。日本と諸外国の回収や分別方法、会社数などの廃棄物処理事情を比較し、外国と日本の違いを学生に分かり易く説明。日本は海外と同じように国のインフラ産業として発展していかなければいけないと業界の将来について語り、静脈産業として、裏方であったわれわれ業界も、これからは様々な最先端の技術の導入や大手企業と連携し新たな回収システムを産み出すなど、新しい可能性をもった業界となったと講演した。最後に「これらの新しい仕事を担う業界にとって、受講された学生達の力が必要だ。ぜひわれわれの業界に合流して業界発展の力となって欲しい」と結び、講演は終了した。

終わりに、東洋大学 OB の青年部 高橋副部長が「動脈産業も静脈産業もお互いが最大に力を出し合える 50 対 50 の関係になるために、この業界に興味を持ちわれわれに力を貸して欲しい」と結んだ。

受講後のアンケートの回答には、業界に興味を持ち、就職の新たな選択肢となった等の学生達の声が多く、とても収穫の多い出前講座となった。

この企画を快く引き受けてくださった東洋大学 理工学部 都市環境デザイン学科 村野教授に心より感謝を申し上げます。

（青年部・コミュニケーション委員会
㈱ 三凌商事　大崎 秀也 記）

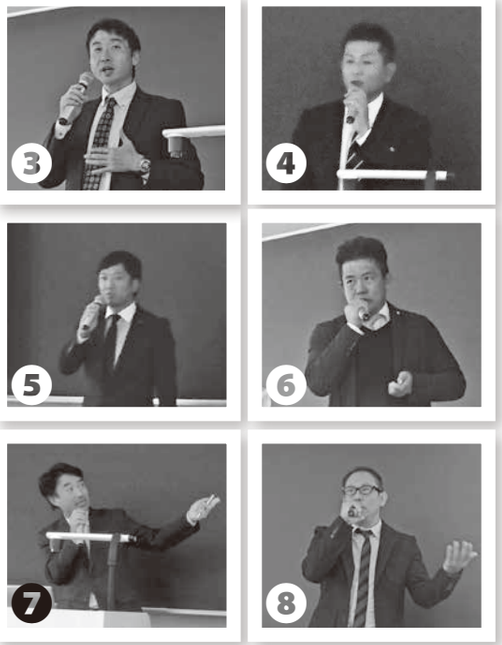

①講座に集まった多勢の学生さんたち
②村野 教授（東洋大学）

［登壇した青年部メンバー］
③石田 部長　④高橋 副部長　⑤横山 氏
⑥比留間 氏　⑦蓮沼 氏　⑧白井 氏

団体課題別人材力支援事業
武蔵野大学で出前講座を開催

女性部（二木部長）は、平成 29 年 11 月 2 日㈭ 9 時より武蔵野大学（有明キャンパス）において、団体課題別人材力支援事業「採用支援」（以下、当事業）の一環である、出前講座『資源リサイクルを考えるワークショップ』を実施した。

対象となったのは、環境工学部環境システム学科 3 年生 38 名で、当協会女性部が企画運営を担当した。

真剣に聴き入る学生さんたち

同学科の高橋和枝 教授からのご要望と当協会の目的のすり合わせを何度か行いながら、当業界に興味関心を持ってもらい、人材確保につなげるため、「リサイクル業界への理解を深め、持続可能な社会に向けて自身ができることを考える」を目的とした講義内容とした。

授業の冒頭、高橋教授より、前回の授業での「今までにどれくらいの携帯電話を使用してきたか」「どれくらい退蔵しているか」等アンケート結果の報告があった。

驚くことに、これまでに学生たちは平均 3.6 台もの携帯電話を中高生のときから使用しており、ほとんどの携帯電話は思い出やデータとして家に保管しており、廃棄する場合は不燃ごみとして捨てているそうだ。その一方で Wi-Fi の機能や音楽プレーヤーとして利用して、リユースしている学生もいた。こういった利用方法は 10 年前とは変化している部分だそうだ。

高橋教授から「ライフサイクルの中でどのような資源が含まれているのか、インバース・マニュファクチュアリング※の観点で考え、リサイクルの課題や業界の理解を深めてほしい」との導入があり、女性部オリジナル授業が開始した。

※ インバース・マニュファクチュアリング・・・従来のものづくりの「設計・生産・使用・廃棄」という工程の「廃棄」に替えて、「回収・分解・選別・再利用」という使用後の流れをあらかじめ考慮して製品を設計・製造する仕組み。

1．リサイクル業界って？

まず、当事業で作成した 3 分間動画からスタートした。この動画は、ジャズにのせて、トレジャーハンターとして廃棄物の中からタカラをさがしていると業界紹介ビデオとなっており、引き込まれる内容となっている。

つづいて山下田鶴氏（東港金属 ㈱）がセミナーで「廃棄物とは何か」「業界の成り立ち」「効率のいいリサイクル実現の必要性」「「資源循環」の中でのリサイクルの位置づけ」について 20 分間の講義を行った。

講義のまとめでは、サーキュラーエコノミーに結び付け、「製品をつくるうえでは、製造からリサイクルまでのはじめから、終わりまでシナリオを作る必要があり、どんな業界にもエコはある。」と語った。

2. ～携帯電話から世界が見える～

次のセミナーでは、陶山純子氏（㈱ リーテム）が「天然資源採掘現場の実情」と題して講演を行った。大部分の学生が利用している携帯電話等の小型家電の中には金やニッケルなどの金属資源がある。その金属資源がどのような形で日本に送られ製品となっているのか、資源発掘から説明を行った。

ニューカレドニアやコンゴでは、金やタングステン等を発掘しているが、一部では部族争いが生じ、そういった鉱物は紛争鉱物といわれるそうだ。世界で争いが起きていることなど知らずに携帯電話等の小型家電を使用している人々が大部分だろうと考えさせられた。

また、中国を例にとると、日本から海外流出した金属資源が適正にリサイクルされることなく、そのまま投棄され鉛中毒等の環境汚染を引き起こしている。身近に使用している製品から世界の部族争いや環境問題の引き金になっていると、小型家電のリサイクルの必要性を力説し、携帯解体のワークショップへと続いた。

ワークショップでは 2 ～ 3 名 1 班とし、携帯電話を分解し、素材ごとに分解の難しさを知ってもらった。また解体作業にかかった時間や人件費からかかったコストに見合う作業だったのかを確認した。大部分の班が 15 分から 30 分程度かかる中、最速の解体時間はなんと 8 分であった。今回は人件費のみだったが、人件費のほかにも設備費や電気代といった経費もかかってくるということを学んでもらった。

また「リサイクルがなぜ必要なのか」、「リサイクルを採算に乗せ、加速させるためにはどうすればいいのか」といった内容のワークを行い、最後に班ごとで発表を行った。

リサイクルを加速させるための意見としては「YOUTUBER とのコラボを行って、ネット配信をする」と若者らしい意見や「今回のような大学でのワークショップを定期的に開く」など、大変嬉しい意見があった。

3. 身近なリサイクルの事例紹介 ～水のリサイクル～

最後の講義として、蛭田温子氏（㈱ タカヤマ）より、ホテルやレストランの厨房から発生する排水（汚泥）の処理方法について講義した。

汚泥の処理方法を実際の汚泥（厨房排水）で凝集実験を行った。高分子を加えると、凝集した汚泥と透明な液体に分離した。2 回目の実験では、醤油を混ぜた汚泥で、学生に同様の実験を行ってもらった。しょうゆが入ることによって、凝集速度が遅くなり、分離した水はしょうゆ色をしていた。ちなみに、しょうゆ小さじ 1 杯をきれいに

するためにお風呂３杯分の水が必要だそうだ。大量の水を使用しなければならないため、薬剤等で凝集し、凝集させた汚泥を搾った脱水ケーキは、肥料としてリサイクルされているそうだ。テーブルテストにより実際の汚泥の処理方法を知ることができたようで楽しそうな表情をしていたのが印象的だった。

4. Ｑ＆Ａ

全ての講義を終え、質疑応答としてフリータイムを設けた。企業側から学生に「就職時に企業に求めることは何か」という質問をした。業界研究をし始めた学生が多い中で２名から「大手企業にはできないことをしたいので、中小企業で働きたい」や「趣味など楽しいことをし続けられて、かつ自分の仕事も楽しいと思える企業で働きたい」との貴重な意見をもらうことができた。

最後に平原由紀氏（山下産業㈱）が最終レビューを行い、「いろんなものに循環の輪が見えてきて、今日から世の中の見え方が変わってくると思います。」とまとめ、３時間にわたる出張講義は幕を閉じた。

（成友興業㈱　月澤 麻衣 記）

① 高橋教授による導入説明

② 運営の中心となった女性部メンバーと部員企業のスタッフ

③～④ 携帯電話の解体ワークショップにて

⑤ 汚泥の凝集実験

お詫びと訂正

本誌第３２７号の記事『行政だより』51 頁の「参考資料３（家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法）」について、条文の条ずれがありましたので訂正いたします。（東京都環境局）

参考資料３（家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法）

平成十年法律第九十七号
特定家庭用機器再商品化法

第五十条　産業廃棄物収集運搬業者（小売業者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物（産業廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、特定家庭用機器廃棄物（一般廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

2　廃棄物処理法第七条第一項の許可を受けた者が行う収集及び運搬並びに同条第六項の許可を受けた者が行う処分であって特定家庭用機器一般廃棄物に係るものについては、同条第十二項の規定は、適用しない。

3　廃棄物処理法第十二条第五項及び第十二条の三第一項の規定は、事業者が、その特定家庭用機器産業廃棄物を小売業者、第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等又は指定法人に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該特定家庭用機器産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の委託（産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に対するものを除く。）については、適用しない。

4　一般廃棄物収集運搬業者（小売業者の委託を受けて特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第十四条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

災害廃棄物検討分科会（細沼座長）

開催日時： 平成 29 年 11 月 2 日㈭ 14 時～　**場所：** 協会会議室　**出席委員：** 8 名

議題及び内容：

●災害廃棄物処理に関する行政との意見交換会を開催

災害廃棄物の処理を円滑かつ適正に進めるため、行政と処理業界との連携を強化することを目的とし、災害廃棄物処理に関する意見交換会を開催した。出席者は、平成 29 年度災害廃棄物担当の豊島区・目黒区と、東京都環境局担当者、災害廃棄物分科会メンバーであった。協会からの要望事項に対して、特別区の災害廃棄物処理の取組みを確認し、今後の対応について検討した。

次回開催日： 平成 30 年 2 月 14 日㈬ 15 時～　協会会議室

青年部幹事会（石田部長）

開催日時： 平成 29 年 11 月 6 日㈪ 15 時～　**場所：** 協会会議室　**出席者：** 14 名

議題及び内容：

①青年部各委員会報告

- 総務委員会：　10 月の収支や入退会状況について報告があった。
- 研修委員会：　10 月に開催した研修合宿について報告があった。
- ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ委員会：青年部賀詞交歓会の日程と場所について報告があった。

②「団体課題別人材力支援事業」具体的計画について

11 月に行なう出前講座の内容確認と最終確認を行った。また、次回の出前講座の場所が決定した。

③「神奈川県協会青年部との共同事業」決定について

神奈川県協会の青年部と行なう共同事業の参加者を決定した。

次回開催日： 12 月 7 日㈪ 15 時～　協会会議室

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

開催日時： 平成 29 年 11 月 13 日㈪ 15 時～　**場所：** 協会会議室　**出席委員：** 8 名

議題及び内容：

①第 4 回医療廃棄物合同懇談会について報告（東京・神奈川・静岡）

9 月 15 日㈮に開催した。初の試みとして、東京都医師会橋本理事に講演をしていただき、その後の意見交換や懇親会にもご参加いただいた。排出側の話や意見も聞くことができた懇談会となった。

②第 3 回医療廃棄物排出事業者向けセミナーについて

12 月 1 日㈮に開催する。講演内容や当日の委員の役割分担など、詳細を確認した。

③ 3 都県共同宣言パンフレットについて

①の医療廃棄物合同懇談会で東京都医師会の久保田課長より、ページの順番を変えた方が良いとの提案をいただいており、検討の結果、提案通りに改定することとなった。

④医療廃棄物適正処理研修会について

3 月 17 日㈯に開催する。東京都医師会主催の研修会で、当協会も主催者に名を連ねている。杉本委員に講師依頼が来ており、承諾された。

⑤施設見学会について

神奈川県にある、㈱メディカルパワーの新システムの処理施設を見学する予定。日程は 2 月 23 日㈮または 2 月 16 日㈮。

次回開催事業： 12 月 1 日㈮　医療廃棄物排出事業者向けセミナー

新入会員紹介

ネオファースト生命保険㈱

代表取締役社長　**徳岡裕士**

賛助会員　生命保険会社

〒 141-0032　東京都品川区大崎２－１１－１ 大崎ウィズタワー
☎ ０３（５４３４）７０３０

㈱ホロスプランニング

代表取締役　**浦野陽介**

賛助会員　保険総合代理店

〒 604-8152　京都府京都市中京区手洗水町６５９ 烏丸中央ビル４階
☎ ０７５（２２２）６７００

行政だより

東京都環境局　地球環境エネルギー部　地域エネルギー課

東京都の地球温暖化対策報告書制度と省エネ減税

1 はじめに

東京都では、地球温暖化対策として、「2030 年までにエネルギー消費量を 2000 年比 38％削減、CO_2 排出量を 30％削減」という目標を掲げ、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入、水素エネルギーの活用などの地球温暖化対策を積極的に推進しております。

特に、年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kl 未満の中小規模事業所は、都内に 60 数万存在し、CO_2 排出量は、産業・業務部門全体の約 6 割を占めていることから、東京都は中小規模事業所の皆様に様々な後押しを行っています。

2 地球温暖化対策報告書制度とは

東京都は、都内全ての中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」を 2010 年から開始しました。報告書作成の過程で事業者自らが CO_2 排出状況を把握し、具体的な対策の実施につなげることで、温暖化対策を推進することを目的とした制度です。この制度では、都内で一定規模以上のエネルギーを使用する事業者には報告書の提出義務がありますが、それ以外の事業者からの任意提出も可能となっています。現在、義務では約 23,000 件、任意では約 11,000 件の事業所からの提出があります。

「地球温暖化対策報告書制度」の詳細

☞ http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/

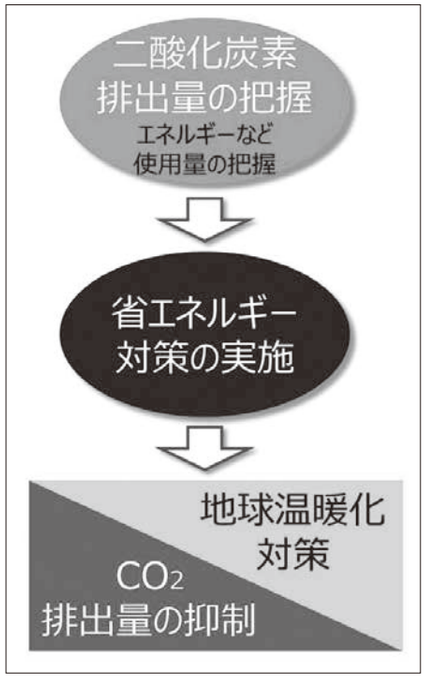

報告書制度のイメージ

3 提出事業者のメリット

各中小規模事業所では、報告書制度を通じて省エネ対策に取り組むことで、光熱水費の削減を進めやすくなります。東京都の HP 上で、作成支援ソフトを提供しており、各シートに電気・ガスの伝票に掲載された数値を打ち込むことで作成が可能なので手間もかかりません。

また、報告書を提出した事業者は、「地球温暖化対策 PR シート」を HP からダウンロードできます。エントランス等に掲示することで、自社の事業所における省エネ対策の取組状況を社員や外部の方に分かりやすくアピールできます。

そして、報告書を提出することで、省エネ減税や様々な助成事業への申込みが可能になります。

PR シート

4 省エネ減税について

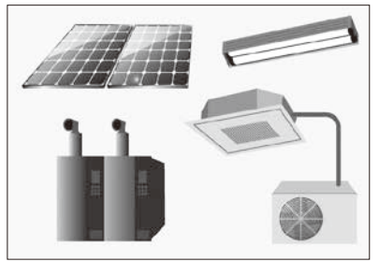

東京都が指定した省エネ機器を導入した場合、法人･個人事業税から設備の取得額（上限 2,000 万円）の２分の１を減免する「中小企業者向け省エネ促進税制」を実施しています。現在、幅広い業種において標準的に導入されている設備である空調・照明・小型ボイラー設備や、再生可能エネルギー設備について７万機種を超える機器を指定しています。制度を活用し、省エネ対策・エネルギーコスト削減を推進していただきたいと思います。

「中小企業者向け省エネ促進税制」の詳細（主税局）

☞ http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/kangen-tokyo.html

「省エネ促進税制対象機器」の詳細（環境局）

☞ http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/eco_energy/

東京都環境局　地球環境エネルギー部　地域エネルギー課

東京都による無料の「省エネルギー診断」のススメ

1 省エネルギーのメリット

省エネルギー対策を進めることにより、電気料金などの光熱水費の削減が期待できます。年間の光熱水費を削減すると、その分が利益となり、本業の売上金額を伸ばしたことと同等の効果になります。よって、省エネルギー対策は利益を増やす活動といえます。

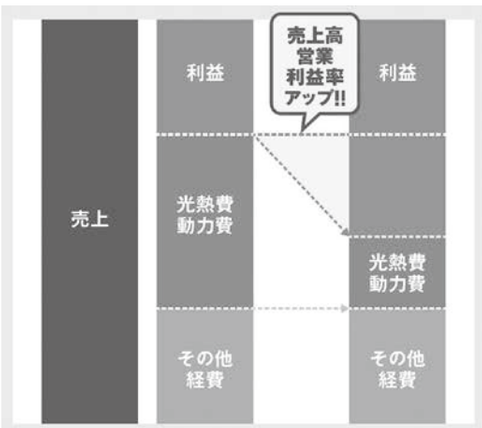

出典：経済産業省 関東経済産業局
「省エネからはじめる 経営力アップハンドブック」より作成

2 省エネルギー診断とは

東京都では、事業所の省エネ対策の支援策として、「省エネルギー診断」を無料で行っています。東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）から派遣する経験豊富な診断員が事業所へ訪問し、設備やエネルギー使用量を調査します。その結果を基に、事業所の特性に応じた最適な省エネ対策をアドバイスします。

これまでに約 3,300 件の診断を行い、受診者へのアンケートによると、省エネ診断を受けて効果を実感した事業者は約 80％を占めます。

●省エネ診断後、どのくらいエネルギー使用量が下がりましたか？

3 省エネルギー診断の流れ

Step 1として、「申込書」及び「事前調査書」を提出していただきます。延床面積などの事業所概要や毎月の電気使用量等を記入します。

Step 2として、診断員が事業所に訪問し、診断を行います。事前調査書を基にヒアリングを行い、事業所内の設備の確認や、照度、CO_2 濃度などを調査します。診断終了後には、簡単に実践できる省エネのアドバイスなどを説明します。

Step 3として、診断員が「診断報告書」を作成し、送付します。費用負担の少ない運用改善による光熱水費削減効果や、設備改修による投資回収年数などを試算し、省エネ対策を提案します。また、運用改善技術支援を希望した事業所には、再度訪問し、診断報告書の説明や運用改善対策のお手伝いをいたします。

4 省エネ診断の対象事業所

対象事業所の主な要件は以下のとおりです。

- 東京都内において所有又は使用している事業所
- 前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 未満の事業所
- 過去3年以内に、クール・ネット東京又は（一財）省エネルギーセンターが実施する省エネルギー診断を受診していない事業所

「省エネルギー診断」の詳細

☞ https://www.tokyo-co2down.jp/company/eco/company/index.html

5 その他の支援策

東京都では、様々な方法で省エネ対策を紹介しており、その一つとして、「省エネアニメ」を作成しています。初心者でも容易に取り組める照明設備や空調設備などに関する省エネ対策等について、短時間で理解できるアニメで、動画サイトで公開しています。社内教育等でご活用いただけますので、ぜひご覧ください。

https://www.tokyo-co2down.jp/company/ecoother/save/index.html

協会活動への支援

理　　事

伊　藤　憲　男

従来、産業活動に連動してきた産業廃棄物の排出量は、環境問題等への意識変革に伴い廃棄物の排出量抑制及び資源化等が進み、徐々にではありますが排出量の減少傾向がうかがえ、先行きの事業活動に多少の不安感が免れない状況にあり、現在協会参加企業は613社となっております。

協会参加企業の業種内容は異なりますが、共通する課題として人材確保・育成、労働安全衛生意識の向上、環境改善・維持問題、適正処理問題等の諸経費増大要因に対処すべき適正処理料金の確保問題ではなかろうかと思われます。

また、資源化についても我々が直接携わり、分別作業から選別した金属・古紙・廃プラ等の価格は、絶えず市況が変動している状況から安定的な経理状況に組み入れる難しさがあります。

これらに対処していくため各会員は、会費以上の効果を協会からの各種情報等に求め、協会運営内容への期待及び協会をより有効活用したいと思うのは当然であり、それらに見合った運営努力をしていくことが協会活動の将来的発展につながるものと理解しております。

現協会活動は、東京都の支援事業である「団体課題別人材力支援事業」をはじめ、各委員会で催す講習会、研修会、意見交換会及び各種資料配布等でありますが、即実用化が可能な充実した内容のものと高く評価しております。

例えば、廃棄物処理法の法解釈、具体的処理事例研究等の弁護士を交えた調査検討や中間処理施設の不適物搬入除去方策の実施、破砕機保険料の優遇措置方策、機材を使用した安全運転対策等が挙げられますが、これらを全協会員が有効に活用しているかどうかの問題はあると思われます。

また、CO_2の削減、人件費・機材経費等の削減方策が必要ですが、その対策として、一社が同一ビルへ種別・品目別ごとに何台かの車を出入りさせている現状のロスを避けるため、同一地区内で稼働する複数社の配車計画を効率的に運用できる計画を、行政等関係機関に提案して改善を図っていくことなどが考えられます。さらに、行政と協会で締結している震災時相互援助協定と、各社の事業継続性問題との調整を具体的に検討しておく必要があります。また、交通の混雑は、平成23年3月11日（東日本大震災）の混乱を超えるものと予測され、さらには、最低3日間程度のビル内待機（帰宅困難者）も予想され、通常のビル廃棄物回収とは異なった対応を考えていかなければならないと思います。

協会では、各社だけの対応には限界がある内容について、行政等関係機関・隣接協会との連携対策等の具体的な対応策を検討し、会員各社の積極的参加をお願いするとともに、協会活動には率先して参加し諸問題に取り組んで行こうと考えております。

理　　事

松　本　卓　夫

会員の皆様方におかれましては、平素より当協会へのご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。弊社（東京パワーテクノロジー㈱）としましては当協会に20年以上に亘りお世話になっており、私自身は当協会の理事を拝命して2年目ですが、弊社では理事として5代目であります。

さて、この誌面にて弊社の経営指針の一つである「お客様に信頼されるために安全・品質・コンプライアンス・環境を優先し、お客さまの立場になって考え、信頼を確かなものにする」取組みの一部を紹介させて戴きます。

まず安全についてですが、私が所管している部門では特にマネージメント・オブザベーションと称して「管理的職位にある者が、現場の実施状況を準備段階から完了後の振り返りまでに亘る全行程について、じっくりと観察することにより、改善の手助けとなるような気付き点を提供し、現場の改善に繋げる活動」を行っています。気付き点とは勿論是正事項が中心ですが、良好事例も必ず盛り込むようにしています。この活動を開始して以降、軽微な災害までは防げておりませんが、重大災害は発生していません。

またこの活動を行ってからは品質の向上にも結びついており、お客様からの信頼確保にも貢献しているものと考えております。

次にコンプライアンスについては「法律や社会的な通念を守ることで法令順守」と訳されることが多いですが、弊社では「企業倫理順守に関する行動基準」を定め①ルールの順守②誠実な行動③オープンなコミュニケーションを三本の柱として定め役職員全員に行動することを義務付けています。

環境については会員企業の皆様と同様に「産業廃棄物の適正処理に努め、リサイクル率100％を目指す」こと「エネルギー消費原単位の前年度比平均1％低減を目指す」ことを毎年目標に掲げ取り組んでいます。

最後に産業廃棄物業界を取り巻く状況は、必ずしも好転しているとは言えない状況下にあり、会員の皆様のご努力に対し敬服いたしております。宅配業界が労働者の過重労働をバネに世論を味方につけ、運送単価の引き上げを実現させたように、当業界もコンプライアンス順守で処理単価の引き上げを勝ち取ろうではありませんか。私は微力ながら、ここに述べた点を皆様にも積極的に開示し、協会繁栄の一助としたいと考えております。

身近な ヒヤリ・ハット事例 Part114

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	走行中	二車線道路を走行中、前方車が工事のために車線変更を始めたため、自車もミラーで後方確認をしながら車線変更を開始したが、後方に気を取られ前方車が急停止したことに気付くのが遅れた。	前方車に続いて車線変更をするときには、前方車との車間を取り、前方車が急停止することを予測しながら余裕をもって車線変更する。
2	一般道路で	走行中	普通貨物車（2トン平ボディ）が廃棄物を積載し走行中に、後部荷台アオリから廃棄物が落下しそうになった。	積載量の目安を荷台アオリの高さまでにする。ネットやシートをかけ、落下防止に努める。
3	現場で	作業中	ベルトコンベアー稼働中、詰まり物を取り除こうとしたとき、衣服がベルトに一瞬触れ、ハッとした。	コンベアーの点検およびトラブル対処は、必ずコンベアーを停止させて行うことを再度徹底する。
4	現場で	作業中	カーゴの中板がきちんとはまっていなかったため、荷崩れを起こしそうになった。	カーゴを組み立てる際には、きちんと4箇所をとめてから使用する。
5	現場で	作業中	段ボール入り廃棄物を手積みにて脱着式コンテナ車へ積み込みを行っているとき、段ボール入り廃棄物の重量にバラつきがあり、軽いと思って持ち上げた廃棄物が自分が想像していた重量より重く怪我をしそうになった。	いきなり持ち上げるのではなく、一度重さを確認してから持ち上げるようにする。また、高重量物を運搬する際は、台車使用や作業員を増員するなど、リスク低減に努める。
6	現場で	作業中	マグネット操作により荷捌きしようとして天井クレーンが作業員の上方に接近してきた。	天井クレーンの操作員と清掃作業員の連絡、確認を徹底する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

協会の主な今後の日程

（平成 29 年 12 月 1 日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
12	1	金	医療廃棄物委員会「医療廃棄物排出事業者向けセミナー」　１３：３０～	ｴｯｻﾑ神田ﾎｰﾙ2号館3階（内神田）
			全産廃連；平成 29 年度 正会員事業研修　１３：３０～１６：４５	六本木コンファレンスセンター（港区）
	5	火	団体課題別人材力支援事業「採用支援」ＰＴ打合せ　１０：００～１２：００	協会会議室
			＜協会実施＞「電子マニフェスト・導入実務研修会」 10：00 ～ 12：00	エッサム本社ビル3階（神田須田町）
			「電子マニフェスト・個別導入相談会」 14：00 ～ 16：20	〃　1階
	7	木	青年部　幹事会　１５：００～	協会会議室
	11	月	女性部 「出前講座（採用支援事業）」　１３：００～１４：３０	東京都市大学　横浜キャンパス（横浜市）
			中間処理委員会＝焼却分科会「勉強会」　１５：００～	協会会議室
	13	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～／　第４０回理事会　１４：３０～	協会会議室
	20	水	東京都環境局；　再生砕石利用拡大支援制度「施設認証取得証」交付式　10：30～	東京都環境公社（墨田区）
	21	木	女性部　幹事会　１３：３０～／　勉強会　１５：００～	協会会議室
	28	木	**＜協会仕事納め＞**	
1	9	火	**＜協会仕事始め＞**	
	10	水	常任理事会　１３：３０～／　第４１回理事会　１４：３０～	協会会議室
	12	金	全産廃連；　理事会　１４：００～／　新年賀詞交歓会　１８：００～	明治記念館
	17	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
	24	水	女性部　幹事会	ホテル椿山荘東京
			新春講演会　１６：００～　／　賀詞交歓会　１８：００～	ホテル椿山荘東京
	26	金	青年部　幹事会　１３：００～	協会会議室
	30	火	団体課題別人材力支援事業「採用支援」ＰＴ打合せ　１０：００～１２：００	協会会議室
	31	水	＜協会実施＞「第二回 産業廃棄物処理実務者研修会」　１０：００～１６：３０	フォーラムミカサエコ（内神田）

～ 会員の皆様へ ～

新春講演会・賀詞交歓会 開催のご案内

● **日　　時**　平成３０年１月２４日㈬
　新春講演会　16：00 ～　／　賀詞交歓会　18：00 ～
● **場　　所**　ホテル 椿山荘東京（文京区関口２－１０－８）
● **申 込 み**　協会からお送りした申込書により**1月16日㈫**までにお申込みください。

【新春講演会】　参加費：無料
　テーマ：「笑う門には福来る！スマイル・コミュニケーション笑倍繁盛！」
　講　師：　Office アイム 代表　森川 あやこ 氏
【賀詞交歓会】　参加費：お１人 10,000 円　＊事前振込

●行政書士・コンサルタント

秋葉原経営行政事務所

廃棄物・環境「申請手続代行」総合コンサルティング

〔業務内容〕

Ⅰ『申請手続代行部門』収集運搬・保管積替・中間処理（新規・更新・変更）
再生事業者・解体工事業者登録・自動車リサイクル業・JESCO入門許可

Ⅱ『総合コンサルティング部門』優良性事業制度対策・ISO14001・エコアクション21認証・登録、欠格要件厳格化に対する企業コンプライアンス対策、エコトライ協定、報告・公表制度、行政処分予防・支援法務、他行政諸官庁との代理折衝交渉。

Ⅲ 建設業（経審・入札）・運輸業・会社設立・VISA入管代行、（就労・研修・国際結婚・永住・帰化・在留特別許可）他許認可申請、各種金融経営相談業務。

緊急対応可能！

★当事務所は協会に平成８年に加入し、業界会員の皆様と行政官庁との橋渡しの仕事を最優先に業務を遂行してまいりました。法律の強化・厳格化の下、東京産業廃棄物協会の皆様には、当事務所会員様特別値引料金を適用させて頂いております。

◘『会員様：無料行政手続相談会』を毎週土曜日にPM１：00～６：00、当事務所で開催しております。お気軽にご利用下さい。【要予約】

秋葉原経営行政事務所

東京都行政書士会会員・(一社) 東京都産業廃棄物協会賛助会員
〔〒101－0031〕東京都千代田区東神田３－２－４
東神田サマリヤマンション808号
（ＪＲ山手線・京浜東北線・総武線・東京メトロ・つくばエクスプレス「秋葉原駅」東口、昭和通り）
TEL：03（3864）6551　FAX：03（3864）0022
E-mail　office-akihabara@fan.hi-ho.ne.jp

●行政書士・コンサルタント

行政書士ネット・東京会

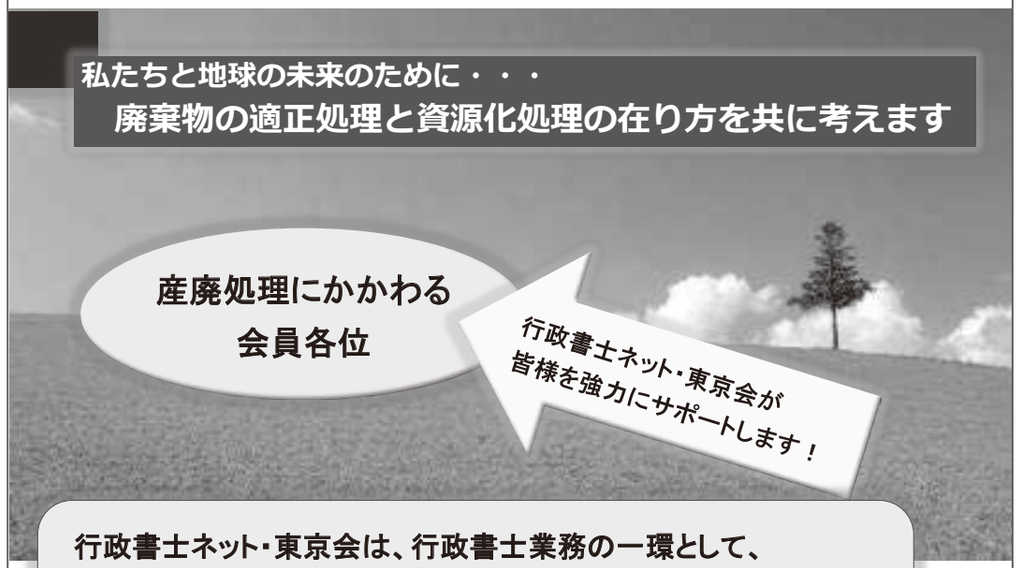

行政書士ネット・東京会は、行政書士業務の一環として、
排出事業者様、産廃処理事業者様の多様な疑問や悩みに
お応えしております。
御社の業務上の課題、問題について、お気軽にご相談ください。

＜業務内容＞

1. 許可申請代行・・・事前相談、事業契約の作成、申請業務
2. 法運用・解釈・・・・廃掃法の的確な運用と対応アドバイス
3. 行政指導対応・・・処理業の行政指導への的確対応
4. 社内研修・・・・・・・人材育成と遵法体制確立

東京都産業廃棄物協会　賛助会員

行政書士ネット・東京会

〒164-0001　東京都中野区中野4-6-10　富士コーポラス1B
TEL:03-5942-8295　FAX:03-5942-8296
✉ :consult.kita@sky.plala.or.jp

構成員（五十音順）

北村　亨	特定行政書士	（産廃コンサルタント全般）
高橋　志保	行政書士	（産廃許可申請、入管、会社設立）
内藤　正樹	行政書士	（産廃許可申請、建設業）
松原　久	行政書士	（産廃許可申請、建設業、企業法務）
三浦　丈治	行政書士	（産廃許可申請、古物商、再生事業者登録）
谷田部智敬	行政書士	（産廃許可申請、風営許可、入管申請）

●行政書士・コンサルタント

ススムパートナーズ 株式会社

【緊急特別企画】東京都産業廃棄物協会様向けーご案内ー

ISO14001:2015 規格改正-緊急コンサルご案内！

2018年9月14日迄に、移行審査を完了しないと認証取得が失効となります。ご存知ですか！今回の規格改正は移行審査と言われ、2004旧版対応マニュアルでは受審が出来ません！
移行審査は、3ヶ月の運用実績と内部監査そしてマネジメントレビューの実施が必要となり、6月末迄には受審しないと期限切れとなり失効となります。
従って、2018年3月からは2015版マニュアル対応での運用開始が必要となります!!　◆◆当業界での豊富なコンサル実績でご支援いたします◆◆

緊急支援コンサル・メニュー

No.	ご支援コース内容	特別価格
	緊急 3ヶ月コース　11月～12月開始分	
A	★月2回(日)×3ヶ月の計6回で運用開始！ ★移行済みのシンプルなCDマニュアルで短期構築	*ｺﾝｻﾙ1回=8万円 *事例CDﾏﾆｭｱﾙ=8万円 *合計金額=56万円
	超緊急 2ヶ月コース　11月～1月開始分	
B	★月3回(日)×2ヶ月の計6回で運用開始！ ★移行済みのシンプルなCDマニュアルで短期構築	*ｺﾝｻﾙ1回=8万円 *事例CDﾏﾆｭｱﾙ=8万円 *合計金額=56万円
	合同コンサル3ヶ月コース　11月～12月開始分	
C	★複数の組織が一堂に会して行う集合型コンサル ★月2回(日)×3ヶ月の計6回コースで運用開始！ ※3社以上で開催決定（日時・会場は別途決定）	*1社=4万円×6回 *事例ﾏﾆｭｱﾙ(CD)=8万円 *合計金額=32万円
	予行審査＋マネジメントレビュー支援コース	
D	★自社構築済みマニュアル及び運用の事前確認 ★内部監査及びマネジメントレビュー・サポート ★指摘コメント及び対応策報告書発行	*2日間コース=16万円
	移行審査重大指摘で再審査支援コース（緊急再審査対策コース）	
E	★移行審査に於ける重大指摘発生で緊急対策支援 （重大指摘とは、再審査又は是正処置確認要ｹｰｽ） ※旧規格の状態で受審した場合の緊急時対応！	*3日間コース=24万円 強化追加部分の緊急処置コース

移行済み40組織実績で強化部分対応シンプル管理帳票2枚追加の「1文書型マニュアル」でご支援！！
当CD電子マニュアル（解説テキスト／内部監査チェックリスト／事例ﾏﾆｭｱﾙ）16万円を特別価格で対応

皆様のニーズと期待にお応えします！

ススムパートナーズ株式会社
Susumu Partners Corporation
東京都産業廃棄物協会　賛助会員

〒461-0005　名古屋市東区東桜一丁目5番地の12
ホワイトヒルズ東桜610

【お問合せ・ご相談は・・】
携帯ﾀﾞｲﾚｸﾄ：090-6763-3144
電話：052-957-2510
ﾒｰﾙNo.susumu.p.corp@mopera.net
http://www.susumu-p.com/
＊＊＊早めのご相談下さい！＊＊＊

●行政書士・コンサルタント

エコスタッフ・ジャパン 株式会社

エコスタッフ・ジャパンの
安心・安全の全国ネットワーク

esj ECO STAFF JAPAN

エコスタッフ・ジャパン株式会社は、
廃棄物処理・リサイクルの「安心・安全」の全国ネットワークの
構築を目指して11年。設立以来一貫して、処理業界の向上のため
全国の廃棄物処理事業者の皆様へ様々なサービスを提供して参りました。

これからも、廃棄物処理事業に特化した教育・研修メニューを提供し
社員の教育やレベルアップに悩む事業者様をサポート致します。

ESJの教育メニュー

- **検定**
  - ・ドライバー検定
  - ・セールス検定
- **e-ラーニング**
  - ・新人向け教育
  - ・法律/マナー
- **マニュアル**
  - ・ドライバー用
  - ・管理職用
- **研修会**
  - ・労働安全衛生
  - ・廃掃法等
- **施設見学会**
  - ・新技術など

○ネットワークの認定基準
- ・優良産廃処理業者認定制度に基づく基準
- ・CS(顧客満足)基準
- ・サービス品質基準

○認定企業数（平成29年11月時点）
- ・認定企業数　48社
- ・総拠点数　191拠点
- ・総売上高　1,038億円
- ・総従業員数　4,921名

※認定基準の詳細については弊社HPをご覧ください
※排出事業者様向けのセミナーも行っております
ぜひ一度お問い合わせ下さい

【問い合わせ先】
エコスタッフ・ジャパン株式会社
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-10-8
グリンヒルビル3F
TEL.03-5643-7222　FAX.03-5643-7232
HP: https://ecostaff.jp/　e-mail: info@ecostaff.jp

●人材サービス

アデコ 株式会社

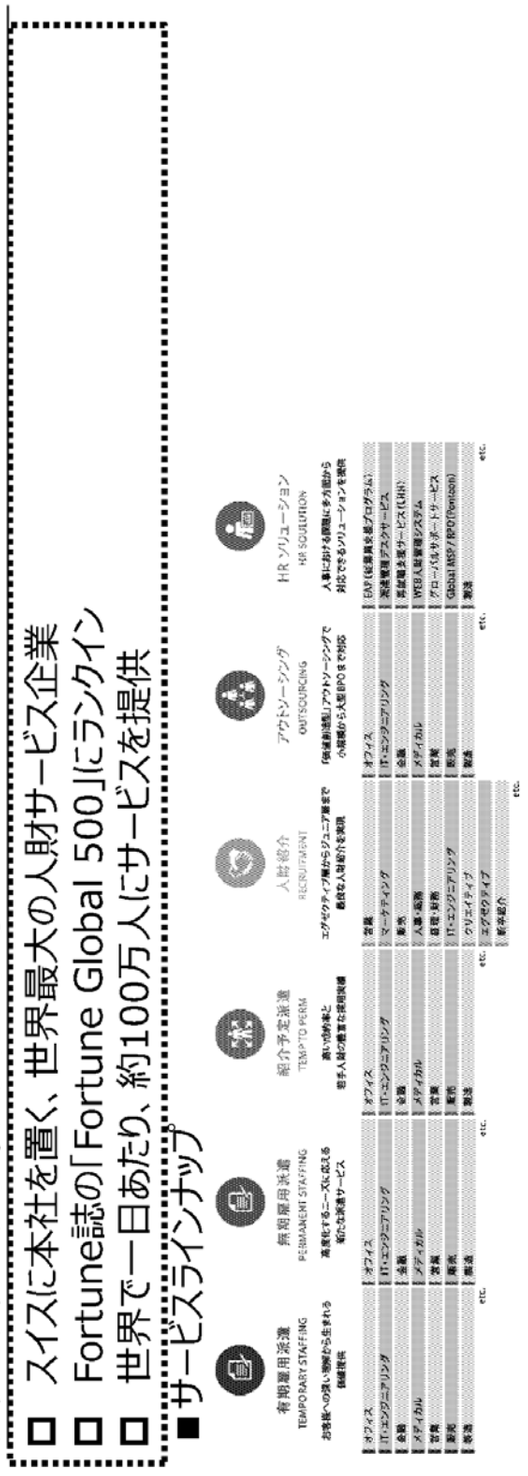

アデコ株式会社概要　（2017 年7 月1 日現在）

社名 アデコ株式会社（Adecco Ltd.）
事業概要 人材派遣　紹介予定派遣　人材紹介
アウトソーシング　再就職支援　コンサルティング

代表者 代表取締役社長 川崎 健一郎
設立 1985 年7 月29 日
本社所在地 東京都港区南青山1-15-9 第45 興和ビル
資本金 55 億6000 万円
社員数 2,800 名
Adecco コリーグ（登録就業者数）34,600 名
（人材派遣、アウトソーシング等、登録型の就業形態で就業中の方の人数）
国内ネットワーク 北海道から沖縄までの全エリアをカバー
グループ会社 株式会社VSN（エンジニア・研究者の特定派遣、開発請負、人材紹介）
アデコビジネスサポート株式会社（アデコの障がい者雇用創出に取り組む特例子会社）

●人材サービス

株式会社 スプラウト

株式会社 スプラウト
「いいヒト」と「いいシゴト」をつなぐマンパワーカンパニー

いいヒトと いいシゴトを つなぐ マンパワーカンパニー

二つの事業部

1. 一般労働者派遣事業部
当社は産業廃棄物業界へ特化して人材を派遣している会社です。

2. ドローン事業部
（1） 平成29年7月4日　江東区潮見にて世界最大級のドローンスクール
「ドローンスクール・ジャパン　東京渋谷校」 を開校。
⇒ドローンパイロットを養成し、どこでも飛ばせる資格の取得ができます。

（2） ドローンを空撮し、家屋、倉庫の屋根点検
⇒ 火災保険会社と連携し、自然災害での損傷箇所を**実質無料で原状回復。**

大好評です！　詳細は下記　杉本　まで

株式会社　スプラウト
東京都渋谷区道玄坂2-15-1-1010
http://sprouter.jp/
ドローンスクール・ジャパン東京渋谷校
東京都江東区潮見2-8-13
http://droneschool.co.jp

0120-805-308
TEL：03-5428-6641
FAX：03-5848-6065

賛助会員　事業紹介

税務相談

顧問　公認会計士
梅澤　隆

Ⅰ.贈与税の配偶者控除制度
Ⅱ.配偶者控除と配偶者特別控除の平成３０年度での取り扱い

Ⅰ. 贈与税の配偶者控除制度

質　問

配偶者に贈与する場合に特例があるそうですが、その概要と適用時の留意事項を教えてください。

回　答

贈与税の配偶者控除制度とは、婚姻期間 20 年以上の配偶者から自宅等の贈与を受けた場合に、贈与税の課税価格から 2000 万円（基礎控除 110 万円と合計すると 2110 万円）を控除する制度です。

すなわち贈与金額が 2000 万円までは贈与税がかかりません。

適用要件

婚姻期間・・・　20 年以上
贈与財産・・・　国内の居住用不動産または居住用不動産の購入資金
居住時期・・・　贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までにその居住用不動産に居住し、かつ、その後も居住し続ける見込みであること
再適用・・・　同じ配偶者について過去にこの規定の適用を受けていないこと
申告・・・・　税額がゼロでも贈与税の申告が必要
生前贈与加算・・この規定により控除される金額は、生前贈与加算の対象外

（相続開始前 3 年以内の贈与との関係）

相続等した人が相続開始前 3 年以内に被相続人から贈与により取得した財産は、相続財産に加算して相続税を計算する規定があります。

この贈与税の配偶者控除制度も 3 年以内に相続が発生した場合には、取り込まれてしまうのかが問題になります。

取り込まれるのであるなら、3 年以上前に対策を取らなければ、意味がありません。

しかし、規定により、贈与税の配偶者控除制度は取り込まれません。

生前贈与加算の対象から除外されます。

（居住要件）

贈与対象となる居住用不動産は、翌年 3 月 15 日までに受贈者の居住の用に供し、かつ、その後も居住し続ける見込みであることが要件となっています。

これは、譲渡所得の「居住用財産を譲渡した場合の 3000 万円控除」と関係します。

居住用財産の譲渡については、その譲渡益が 3000 万円以下であれば特別控除で税金がかからない特例があります。

居住用不動産を夫婦で共有している場合、それぞれについて 3000 万円控除を受けることができます。したがって、あらかじめ、土地建物の一部をこの規定を適用して贈与し、後日売却することも考えられます。

夫婦で共有していた場合、合計で 6000 万円の控除が受けられるならば、税負担はかなり軽減されることになります。

しかし、贈与税の配偶者控除は贈与する時点で引き続き居住する見込みが要件ですから、この特例を受けた後で、短期間に譲渡した場合は、否認されることになりますから注意する必要があります。

ですが、居住用不動産の贈与を受けたときは、居住する見込みであったが、やむを得ない理由で譲渡することもありえます。その場合には両規定が受けられるかもしれません。

（不動産と金銭）

配偶者控除の対象となる贈与物件は、居住用不動産そのものか、又は居住用不動産取得のための金銭か、あるいは双方です。

2000 万円の評価は物件での贈与の場合、実勢価格ではもっと価値が上がると思われます。金銭贈与の場合は 2000 万円そのものです。したがって、金銭贈与より物件贈与の方が有利になります。

（婚姻期間）

配偶者控除制度は婚姻期間が、20 年以上が要件となっています。一度離婚し、同一者と再婚した場合は、どのような取り扱いになるか。

婚姻期間は離婚によってリセットはされません。離婚している期間を除いたトータルの婚姻期間が 20 年以上であればこの制度を適用できます。

本制度は 1 回しか適用ができません。しかし、これは同一配偶者の場合です。

再婚で配偶者が変われば、以前にこの制度の適用を受けていても再度適用ができます。

例えば A さんから配偶者 B さんへの贈与にこの制度を適用し、その後離婚し、A さんは X さんと再婚し 20 年経過後に A さんから X さんにこの制度の贈与を行うことができます。また、B さんも再婚を Y さんとし 20 年経過後に Y さんからこの制度による贈与をすることもできます。

Ⅱ. 配偶者控除と配偶者特別控除の平成 30 年度での取り扱い

質　問

配偶者控除と配偶者特別控除の平成 29 年度改正により、取り扱いが平成 30 年度から具体的に適用がなされることになりますが、どのような改正か教えてください。

回　答

配偶者控除について

【改正前】

居住者の配偶者で、合計所得金額が 38 万円（給与収入のみの場合、給与収入 103 万円）以下の場合には配偶者控除として 38 万円を所得から控除することができました。

【改正後】

従来、配偶者控除の適用に、居住者自身の所得についての制限はありませんでした。したがって居住者が高額所得者であっても配偶者控除は受けられました。

改正後は、所得制限がつけられ、合計所得 1000 万円を超える居住者については配偶者控除の適用を認めないことになりました。

また、居住者の合計所得金額の増加に応じて配偶者控除額が逓減するようになりました。

合計所得金額	配偶者控除額	老人配偶者控除額（70 歳以上）
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1000 万円以下	13 万円	16 万円

合計所得金額と給与収入金額を対比すると以下のようになります。

900 万円・・・・ 1120 万円
950 万円・・・・ 1170 万円
1000 万円・・・ 1220 万円　この金額の数字が控除額の分岐点になります。

配偶者特別控除

【改正前】

配偶者特別控除は配偶者の合計所得金額が 38 万円超 76 万円（給与収入のみの場合、給与収入 141 万円）未満、かつ、居住者の合計所得が 1000 万円以下の場合に限り認められ、配偶者の合計所得金額の金額に応じて 3 万円から 38 万円の控除をすることができました。

【改正後】

配偶者特別控除は配偶者の合計所得金額が 123 万円（給与収入のみの場合、給与収入 201 万円）以下迄認められるようになり大幅に緩和されました。

給与収入だけの場合、配偶者の給与収入が 103 万円以下の場合は配偶者控除の適用となり、従来、103 万円超から 141 万円未満が配偶者特別控除の適用となっていたのが、103 万円超から 201 万円以下が配偶者特別控除の適用となりました。

また、居住者の合計所得金額に応じ配偶者特別控除の金額（38 万円から 1 万円）が逓減するようになりました。

留意点

⑴ 平成 30 年の所得が給与所得のみの場合、給与収入金額が 1220 万円を超えると、合計所得金額が 1000 万円を超えることになり、配偶者控除も配偶者特別控除も受けることはできなくなります。

⑵ 配偶者特別控除は配偶者の合計所得金額に応じて控除額が逓減・消失するだけでなく、居住者の合計所得金額によっても控除額が逓減するようになります。

法律相談

弁　護　士
芝 田 麻 里

清掃工場への産業廃棄物の搬入と不法投棄未遂

Q　私は産業廃棄物の収集運搬を行っている会社を経営しています。先日、テレビである会社が「区の清掃工場に産業廃棄物を持ち込み処分させようとした」として「不法投棄で逮捕された」というニュースを見ました。

清掃工場に産業廃棄物を持ち込むことは不法投棄になるのでしょうか。また、「不法投棄しようとした」ということはまだ「不法投棄していない」のだと思います。不法投棄はしようとするだけで逮捕されるのでしょうか。

1 はじめに

本件の問題点は、二つあります。一つは「清掃工場に産業廃棄物を搬入することは不法投棄に当たるか」という問題であり、二つ目は「『不法投棄しようとした』ことも罪になるのか」です。

2 清掃工場への産業廃棄物の搬入と不法投棄

⑴ 不法投棄とは？

古くて新しい問題です。この点については、廃棄物処理法（以下、「廃掃法」）は以下のように規定しています。

＜廃掃法第１６条＞
「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」

とすると、不法投棄とは「みだりに廃棄物を捨てること」であることになります。では、「みだりに」「捨てる」とはどういうことでしょうか。

⑵ 長蔵小屋事件判決

この点に関して長蔵小屋事件に関する平成１６年 ２月２日福島地裁会津若松支部判決は、以下のように判示しました。

> 廃掃法１６条にいう「捨て」（る）とは、廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することをいい、また、同条にいう「みだりに」とは「生活環境の保全及び公衆衛生の向上の見地から社会通念上許容されないことを意味する。これらに該当するかどうかは、行為の態様、当該物の性質、量、管理の状況、周囲の環境、行為者の内心の意図等の行為の客観、主観面を総合し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という廃掃法の趣旨と社会通念に照らして、個別具体的に決せられる。

長蔵小屋事件とは、尾瀬の有名な山小屋において宿泊客が出した空き缶、空き瓶（ガラス瓶）等を別館の建て替え工事の際に一部土中に埋め（第一行為）、また、別館の正面玄関の前に作ったテラス下に敷き詰めた行為（第二行為）について不法投棄が成立するか問題となった事件です。

＜第一行為＞
Aは、別館の建て替えに際し建替工事によって生じた木片等を現場に埋めた。

＜第二行為＞
Aは、別館の正面玄関のテラスの土台として、山小屋から出た空き缶をプレスしたものやガラス片を煉瓦の下に敷きつめ、テラスの土台として埋めた。

Q. Aの行為は不法投棄？

この事件において福島地方裁判所会津支部は、第一行為については不法投棄の成立を認め、第二行為（ガラス瓶等をテラス下に敷き詰めた行為）については不法投棄の成立を認めませんでした（一部無罪）。その理由としては、第二行為は、ガラス瓶等をテラスの土台の材料として利用したものであり、ガラス瓶は性質が安定し、日々使用するテラスの土台として利用していることから日々の管理下に置かれていることなどから「廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元した」とはいえず、その利用は「生活環境の保全及び公衆衛生の向上の見地から社会通念上許容されない」とまではいえない（「みだりに」「捨てた」とはいえない）としました。

⑶ 福岡市混合廃棄物搬入事件

次に、「一般廃棄物と産業廃棄物が混合した廃棄物を市の清掃施設に搬入する行為が不法投棄に当たるか」が問題となった事例がありました（福岡市混合廃棄物搬入事件）。市の清掃施設は産業廃棄物の受入を行っておりませんから、産業廃棄物を市の清掃施設に搬入する行為は違法であるということができます。もっとも、長蔵小屋事件判決が判示したとおり、「捨てる」とは、「廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元」する行為であるとすると市の清掃施設に搬入することは「自然に還元」する行為ではありませんから、長蔵小屋事件判決からすると不法投棄に当たらないようにも思われます。

この点について最高裁は、不法投棄の意義を明確にしないまま「一般廃棄物以外の廃棄物の搬入が許されていない施設への一般廃棄物を搬入すると装い一般廃棄物と産業廃棄物を混合させて投入したものであるから、混合物全量について不法投棄罪が成立する」としました（最高裁平成１８年２月２８日）。

本判決について書かれた最高裁判例解説によれば不法投棄とは、端的に「管理権を放棄すること」という趣旨のものと解するのが相当であるとしています。また、この判決の一週間前に出された最高裁平成１８年２月２０日決定は、近くの穴に埋めるつもりで穴の近くに廃棄物（汚泥）を野積みしていたという事例において、「（本件汚泥等は）工場敷地内に設けられた本件穴に埋め立てることを前提に、そのわきに野積みしたというものであるところ、その態様、期間等に照らしても、仮置きなどとは認められず、不要物としてその管理を放棄したものというほかはないから、…法１６条にいう「廃棄物を捨て」る行為に当たるというべきである」と判示しており、「不要物としてその管理を放棄した」点を基準として不法投棄に該当するとしています。

このようにみてくると、最高裁判所は、「捨てる」の意義について、「管理権を放棄すること」と解しているといえそうです。また、「みだりに」とは、廃掃法上処罰すべきと考えられる行為を絞り込むための要件であり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という廃掃法の目的、趣旨、一般の社会通念からみて、管理権の放棄が許容されるものであるかどうかを個別具体的に判断していくための要件ということになります（平成１８年最高裁判例解説 P.192）。もっとも、長蔵小屋事件も最高裁によって否定されたわけではなく、「自然への還元」は「管理権の放棄」の一類型であり、長蔵小屋事件は「管理権の放棄」があったとは認められなかった具体的事例と解することができます。

⑷ 本件についての検討

⑶でご紹介した福岡市混合廃棄物搬入事件において示すとおり、市の清掃施設に搬入が許されない産業廃棄物を搬入する行為は不法投棄となります。

そして、搬入が許された一般廃棄物と搬入が許されない産業廃棄物が明確に区別できる状態で搬入された場合には、一般廃棄物については不法投棄が成立しない可能性がありますが、一般廃棄物と産業廃棄物の区別がつきにくい状態で搬入された場合には搬入物全体について不法投棄が成立することになると思われます。

③「不法投棄しようとした」は処罰の対象となる？

⑴ 未遂罪とは

では、「不法投棄をしようとした」というだけで不法投棄の罪が成立するのでしょうか。

法的には、「・・・しようとした」という段階は犯罪行為（不法投棄）が完了していないものとして「未遂」（みすい）といわれます。これに対して、犯罪行為（不法投棄）が完了した状態を既に犯罪が遂行されたものとして「既遂」（きすい）といいます。

そして、多くの場合犯罪は既遂となって初めて処罰の対象となりますが、一定の重大犯罪については、犯罪が行われてしまっては取り返しがつかないこともあることから、既遂となる前の未遂の段階でも処罰の対象となることがあります。不法投棄の場合もこれに当たります。すなわち、不法投棄については未遂でも処罰の対象となります（廃掃法第２５条第２項、同条第１項第１４条、第１６条）。

⑵ いつから未遂罪として処罰される？

もっとも、「未遂」とは犯罪結果が発生していない場合です。「犯罪結果が発生していない場合」をすべて処罰するとすると、処罰の範囲が無限に広がる可能性があります。たとえば、ある人（Ａ）が東京都にある会社からＢ県にある山林に不法投棄をしようと考え、トラックに廃棄物を載せて会社を出発したとします。この時点では不法投棄は行われていませんが、未遂を処罰するとすると不法行為目的でトラックに廃棄物を積んだ時点で不法投棄未遂罪が成立するでしょうか。廃棄物を積んだ後、トラックを出発させた時点でしょうか。それともＢ県にある目的地の山林に着いた時点でしょうか。さらに、トラックから廃棄物をおろすためトラックを停めた時点でしょうか。廃棄物を降ろすために荷台を動かし始めた時点でしょうか。

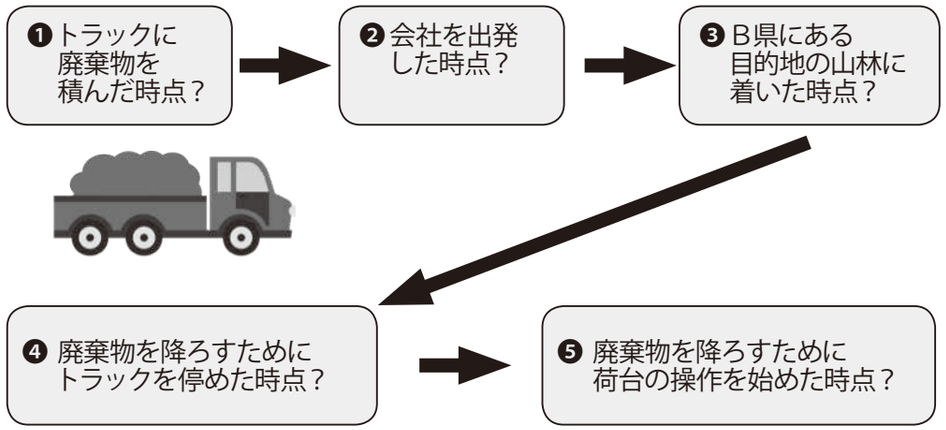

正解は❺の「廃棄物を降ろすために荷台の操作を始めた時点」ということなります。なぜかというと、犯罪に至らない間の行為をすべて「未遂」として処罰してしまうと、犯罪行為を止めようと決意した結果、犯罪行為を行わなかった場合にも処罰してしまうことになります。法は犯罪行為からの「後戻り」を可能とするためにも「もう後戻りできない」時点まで未遂罪を処罰しないこととしています。これを法的にいえば、「犯罪の実行行為に着手」した時点で未遂罪が成立するとされています。

⑶ 本件についての検討

本件は「区の清掃工場に産業廃棄物を不法投棄しようとした」ということですので、「すでに清掃工場に産業廃棄物を搬入したものの区の方で産業廃棄物が持ち込まれたことに気が付き処分を行わなかった」可能性があります。「搬入した」というのが荷下ろしまでしていたとすれば不法投棄は既遂となると思われますが、車両を工場敷地、あるいは荷下ろしの場所まで移動させたものの荷下ろし前に止められたとすると不法投棄の未遂が成立する可能性があります。

事務局だより

街にクリスマスツリーが美しく飾られる頃となりました。お元気でお過ごしでしょうか。今回の事務局だよりは今年８月末より入社いたしました私、松田が担当させて頂きます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。さて、街並みもすっかりクリスマス用へと着替え終わりイルミネーションがまぶしいこの時期、ここ数年でこの冬の時期になると都内のあちこちでライトアップイベントが行なわれるようになりました。新宿ミナミルミやお台場、東京ミチテラスやホテル施設などでも行なわれるライトアップイベントですが、そんな中ライトアップされる場所としてやはり馴染み深いのは「東京タワー」。残念ながら当協会からは見えませんが、近くで見る鉄骨の力強さと遠くから見るシルエットの繊細さは今でも日本人には馴染み深いと思っております。しかし、今は新しい観光名所としての「東京スカイツリー」の方がライトアップイベントとしては規模が大きい為、こちらの方に人気があるのを見て、時代の移り変わりを感じてしまいました。そんな中、年の瀬の忙しさや夜空に舞う白い息に「これでは１月２月はどうなってしまうのか」と考えてしまうのは何時になっても変わらないような気がします。時代が目まぐるしく変わっても、人々の営みや自然の営みの基本的な部分は何ら変わることなく悠々と流れていることにふと気付くと何とも言えない感慨にふけってしまいます。既に最高気温は 10 度前後、最低気温は日によっては０度以下になる日もあります。節電が謳われるご時勢ですが節約しすぎて体調を崩しがちになったり、入浴時のヒートショックで救急車を呼んだりなどという話もちらほら聞こえてくる時期です。しっかり暖を取り、健康管理に努めていきたいところでもあります。インフルエンザのワクチンも 11 月中にはなかなか予約が取れなかったのですが、12 月に入って在庫が戻ってきているところもあるようで、私も早速先日最寄りの内科へ予約を済ませて漸く胸を下ろしたところです。今年も慌ただしく終ろうとしております。末筆ながら、会員の皆様や関連会社の方々がよき新年を迎えられますよう、お祈り申し上げます。

（松田）

編集後記

年齢を重ねると時の経過が早いと感じますが、早くも師走、あっという間の１年という感です。今冬は気温の上下動が激しく、人間も含めた動植物の活動にいささか、影響が出ているようです。皆様には気温の上下動が体温の変動につながるかもしれませんので、食べ物、着るものには気を使って頂ければ幸いです。インフルエンザの流行時期でもありますので手洗い、うがいを励行下さい。

法改正に関しては、情報を随時、本誌でもお伝えしてきましたが、政省令・通知等の詳細が出揃っていません。本年末、おそくとも年度末までには出てくるとのことです。出次第、本誌へも掲載しますが、従前申し上げていますように、環境省の HP を毎日閲覧して頂くことも肝要です。法令は違反が命取りにもなりますので自助努力を惜しむべきではありません。

景気の動向はどうもはっきりしてきません。政府から出されるデータは良化の傾向を示唆していますが、指標の取り方は種類が豊富ですので実感と乖離している場合もあるようです。これも何度か書きましたが、一昔前の経済原理原則は通用しない世の中のようです。実体経済が金融経済へ変化したとの説もあり、お金しかお金を呼ばない変な世の中になったのかもしれません。

そうは云いましても我が業界は実体経済の中心に位置しています。お客様からは常に値引きを要請されているとの話も良く耳にしますが、自らのコストを常時把握し、努力すべきは努力してお客様の理解を得るようにして頂ければとも想います。こうした点で協会の存在価値が出てくると考えています。勿論、そこには法的な制約もあるわけです。

年末は事故事件の発生頻度が高くなる時期です。今一度、身の回りの危険性を再確認して頂き、必要な手立ては直ぐに打つようにして下さい。後であの時と思わないようにすることが肝要です。

本年もお世話になりました。来る年も宜しくお願い申し上げます。

（乙顔）

とうきょうさんぱい

第 34 巻　第 9 号　通 巻 第 328 号

平成 29 年 12 月 10 日発行

発 行 人　高　橋　俊　美

企画・編集　広　報　委　員　会

発　　行　一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒 101 － 0047
東京都千代田区内神田 1 － 9 － 13
柿沼ビル 7F
TEL　03（5283）5455（代表）
FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp
E-mail;info@tosankyo.or.jp

都市更新を下支えする企業を目指して。

地球を守る確かな技術

城南島第二工場
■産業廃棄物処理施設
破砕処理施設・脱水処理施設・造粒固化処理施設
■汚染土壌処理施設

e Synergy System

SEIYU 成友興業株式会社

城南島第二工場

城南島第二事業所　東京都大田区城南島 3-2-11　TEL：03-3799-8111　FAX：03-3799-7788